

第2次上野原市環境基本計画

令和4年3月

はじめに

当市は、市内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民の生活の基盤をなしており、山岳・段丘・河川がつくりだす自然環境は、日照時間が長いなどの様々な自然の特性に恵まれています。

しかしながら、これまで私たちが多くの恩恵を受けてきたこの自然環境は、近年、危機とも言える状況に直面しています。経済成長により生活は豊かで便利になった一方で、身近な自然は減少し、化石燃料などの資源は大量に消費され、大気汚染や二酸化炭素の発生をもたらしています。

その結果、地球温暖化が原因と考えられる自然災害が頻発していることから、世界各国が、地球温暖化対策や気候変動対策に取り組み始めており、当市においても、豊かな自然環境と、その上に成り立つ快適な生活環境を将来の世代に引き継ぐため、これまでの生活を見直し、持続可能なまちへの転換が求められています。

このような中、国際社会、国及び県等の動向を踏まえ、『「未来につなぐ」「心をつなぐ」人と自然が響き合う環境まちづくり都市・上野原』を当市の目指す環境像と定め、「第2次上野原市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、令和2（2020）年7月に宣言しました2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた計画であり、市民、事業者及び行政の協働により推進することで、目標に向けて様々な環境課題の解決を図るとともに、SDGsの達成にも貢献するものと考えています。

今や環境課題は地球規模で取り組まなければなりません。この上野原市という小さいまちではございますが、率先して環境課題に取り組むことで世界の平和に少しでも貢献できるよう着実に推進して参ります。上野原市の未来のため、将来を担う子どもたちのため、市民一人ひとりが少しずつでも取り組んでいただけますよう、どうか皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました上野原市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケートでご協力いただきました市民、事業者及び児童・生徒の皆様、ご意見・ご提言をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

上野原市長 **村上信行**



目次

第1章	目指す環境像と基本方針	1
1	目指す環境像	1
2	基本方針	1
3	施策の体系	3
第2章	施策の展開	4
基本方針 1	脱炭素に向けた地球にやさしい社会の構築	5
基本方針 2	限りある資源を大切にした循環型社会の形成	8
基本方針 3	美しい自然との共生	11
基本方針 4	安全で快適に暮らせる環境づくりの推進	13
基本方針 5	環境について学び、協働するまちづくりの推進	15
第3章	計画の推進体制	17
1	推進体制	17
2	進行管理	17
第4章	計画の基本的事項	18
1	計画の策定目的と背景	18
2	計画の位置づけ	21
3	計画の期間	21
4	計画の対象	21
5	計画の主体	22
第5章	資料	23
1	上野原市の概況	23
2	上野原市の環境の現況	33
3	上野原市環境基本条例	60
4	上野原市環境審議会委員名簿	65
5	計画の策定経過	66

第1章 目指す環境像と基本方針

1 目指す環境像

豊かな自然を将来にわたって維持し、その自然の中で人々が優しさや思いやり、豊かな感性を育み、そして、そのような心を持った人たちによって、環境を地球規模で考え、身近なところから環境保全等に取り組んでいくまちを目指すため、本市が目指す環境像を次のように定めます。

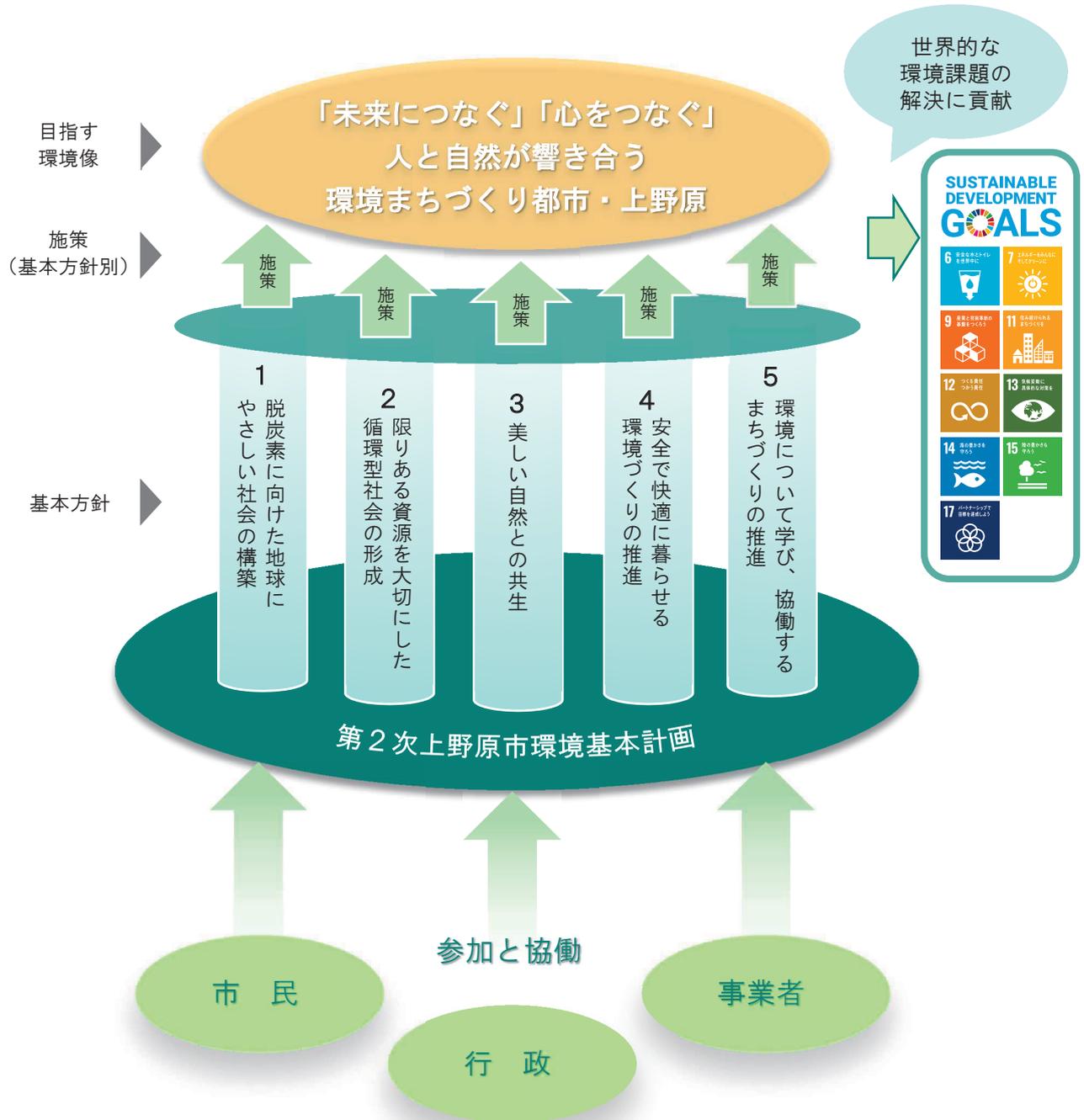
「未来につなぐ」「心をつなぐ」
人と自然が響き合う環境まちづくり都市・上野原

2 基本方針

目指す環境像を実現していくため、以下の5つの基本方針を定め、ゼロカーボンシティの実現及びSDGsの環境に関するターゲットの達成を見据えながら施策を展開していきます。

- 1 脱炭素に向けた地球にやさしい社会の構築
- 2 限りある資源を大切にした循環型社会の形成
- 3 美しい自然との共生
- 4 安全で快適に暮らせる環境づくりの推進
- 5 環境について学び、協働するまちづくりの推進

■ 目指す環境像と基本方針のイメージ ■



3 施策の体系

環境像	基本方針	施策の方向
「未来につなぐ」「心をつなぐ」人と自然が響き合う環境まちづくり都市・上野原	1 脱炭素に向けた地球にやさしい社会の構築	①地球温暖化防止対策を推進する ②省エネルギーの取り組みを徹底する ③エネルギーの有効利用と地産地消を推進する
	2 限りある資源を大切に した循環型社会の形成	①ごみの排出量を抑制する ②ごみの再資源化を推進する ③ごみを適正に処理する
	3 美しい自然との共生	①いきものや植物との共生を図る ②身近な自然とふれあう ③森林・農地・河川を保全する
	4 安全で快適に暮らせる 環境づくりの推進	①まちをきれいにする ②公害の発生を未然に防ぐ ③河川や水を保全する
	5 環境について学び、協働 するまちづくりの推進	①環境について学び話し合う ②協働による環境活動を展開する ③環境の情報を発信する

基本方針

1

脱炭素に向けた地球にやさしい社会の構築

目指す姿

日常生活や事業活動から生じる環境負荷は、地球環境に様々な影響を及ぼしています。このため、次の3項目を施策の方向として位置づけ、脱炭素に向けた地球にやさしい社会の構築を目指します。



施策の方向① 地球温暖化防止対策を推進する

- 地球温暖化対策実行計画を推進します。
- 気候変動適応策を検討し、意識啓発を行います。
- 木材利用、森林整備により資源の循環利用を推進します。
- 市の公共施設等を中心に二酸化炭素の排出量を把握します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。
- 電気自動車等低公害車の導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 公共交通機関と連携して身近で利用しやすい公共交通を目指します。
- 公共交通機関の利用啓発を行います。
- 再生可能エネルギーの活用に取り組みます。
- クールチョイス^{※1}の普及啓発を行います。
- 二酸化炭素削減につながる暮らし方や事業活動を周知します。
- 山梨県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。
- 山梨県で実施している「やまなしクールチョイス県民運動」や「ストップ温暖化やまなし会議」と共同して温暖化対策を推進します。

※1 クールチョイス（COOL CHOICE）とは、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

施策の方向② 省エネルギーの取り組みを徹底する

- 環境マネジメントシステム※²による取り組みを推進し、環境負荷の低減を図ります。
- 建築物の省エネルギー対策を推進します。
- 公共施設など設備の新設や機器の更新時には、高効率機器や省エネルギー機器を導入します。
- 事業者が環境に配慮した設備を更新・導入する際は、国や県の補助制度などの情報を提供します。
- クールビズなど季節に対応した取り組みを推進します。
- 小中学校等において環境教育を推進します。

※2 環境マネジメントシステムとは、法令などの規制基準の順守や環境保全のための計画と実行手順等のこと。

施策の方向③ エネルギーの有効利用と地産地消を推進する

- 公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- バイオマスエネルギーや小水力発電などの利活用について調査・研究を行います。
- 再生可能エネルギーの導入支援により普及促進を図ります。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努めます。

【温室効果ガス排出削減目標（事務事業）】

項目	平成 22 年度	令和 2 年度	令和 12 年度
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	9,442	8,714	4,627
増減率 (%)	—	▲7.7	▲51.0

資料：上野原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市民の取り組み

- 環境に配慮した家庭生活を実践します。
- 照明や OA 機器などの電源はこまめに切ります。
- 電気を LED に切り替えます。
- 空調の温度を適切に設定し、定期的にフィルターを掃除します。
- 家庭内で入浴の間隔を空けないように努めます。
- 環境家計簿などを活用してエネルギーの使用状況の把握に努めます。
- 自立分散型エネルギー（再エネ設備、蓄電池等）の導入に努めます。
- 住宅を新築及び改修する場合には、省エネルギー化を進めます。
- エコドライブを実践し、排ガスの少ない運転に取り組みます。
- 車を買替える際は、電気自動車等低公害車を選びます。
- クールシェア、ウォームシェア^{※3}、緑のカーテンなど、省エネに取り組みます。

※3 クールシェア、ウォームシェアとは、個々にエアコンを使用するのではなく、涼しい、暖かい場所を共有する取り組みのこと。

事業者の取り組み

- 環境面から事業者の社会的責任を果たします。
- クールチョイスに取り組みます。
- 照明や OA 機器などの電源はこまめに切ります。
- 電気を LED に切り替えます。
- 空調の温度を適切に設定し、定期的にフィルターを掃除します。
- エコドライブを実践し、排ガスの少ない運転に取り組みます。
- 車を買替える際は、電気自動車等低公害車を選びます。
- 事業所や工場を新築及び改修する場合、機器を更新する場合には、省エネルギー化を進めます。
- RE100、EP100^{※4}に参加するなど再生可能エネルギーへの転換に努めます。
- 環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れます。
- 緑のカーテンの設置など、省エネに取り組みます。

※4 RE100（Renewable Energy100%）とは、事業を行う上で必要とされる電力を100%再生可能エネルギーで調達すること。EP100（100%Energy Productivity）とは、事業のエネルギー効率を倍増すること。

基本方針 2

限りある資源を大切にした循環型社会の形成

目指す姿

日常生活や事業活動でのごみ処理問題は、正しく分別し再資源化することにより環境負荷の低減につながります。このため、次の3項目を施策の方向として位置づけ、限りある資源を大切にした循環型社会の形成を目指します。



施策の方向① ごみの排出量を抑制する

- 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・再資源化を推進します。
- 「ごみ減量化計画」に基づき、家庭系ごみの削減に向けて関連法令整備や住民周知等に取り組んでいきます。
- 食品ロス^{※5}削減を推進し、資源の有効利用とごみの抑制を図ります。
- ごみ減量に関する意識啓発を推進します。

※5 食品ロスとは、本来食べることができるが、廃棄される食品のこと。

施策の方向② ごみの再資源化を推進する

- プラスチックに対して、Reduce（ごみの発生を減らす）、Reuse（使い捨てにせず、繰り返し使う）、Recycle（貴重な資源として再利用する）、Renewable（再生可能な資源に置き換える）を意識した取り組みを推進していきます。
- 資源物の回収方法・分別方法などを検討し、適切な分別収集を実施します。
- カンとビンの分別収集の継続実施により再資源化に取り組みます。
- クリーンセンターでの施設内選別による資源化を継続して実施します。
- 直接持込ごみに関して、資源化できる廃棄物が含まれている場合には、資源物として排出するよう、排出者への指導と啓発を継続していきます。
- 各家庭による生ごみの堆肥化を推進します。
- バザーやファイバーリサイクルの利用を推進します。

施策の方向③ ごみを適正に処理する

- ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制したごみ処理を推進します。
- 水銀使用製品を適正に処理します。
- ごみ処理広域化を見据えたうえで、クリーンセンターの適切な維持管理に取り組んでいきます。
- ごみ処理広域化に向けた取り組みとして、共同処理施設の稼働に関して、一部事務組合において建設事業や事務処理の共同化等に取り組めます。

【ごみの減量目標値等】

目標項目	単位	現状 (令和元年度)	現状で推移 (令和7年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和13年度)
ごみ発生総量	t	9,958	9,255	8,554	7,339
家庭系ごみ	t	7,037	6,113	5,639	4,603
事業系ごみ	t	2,921	3,142	2,915	2,736
一人1日当たりの 家庭系ごみ発生量	g/人日	829	802	739	666

「家庭系ごみリサイクル率」については、収集量ベースで算定。また、令和13年度の目標値は令和元年度から令和7年度までの変化率を用いて本計画で新たに算出。

資料：上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

市民の取り組み

- 家庭での調理方法を工夫するなど、食品ロスを減らすために取り組みます。
- マイボトルやマイバッグなどを活用し、ごみの削減に取り組みます。
- 生ごみの削減や再利用に努めます。
- 家庭ごみの分け方と出し方を把握し、ごみ出しのルールを守ります。
- 長く使えるものを購入し、使わないものはリサイクルやシェアリングします。

事業者の取り組み

- 事業ごみを適切に処理します。
- ごみの削減、分別による資源化を徹底します。
- プラスチック製品を取り扱う際は、Reduce（ごみの発生を減らす）、Reuse（使い捨てにせず、繰り返し使う）、Recycle（貴重な資源として再利用する）、Renewable（再生可能な資源に置き換える）に取り組みます。
- 使い捨てプラスチック製容器包装の回収と資源化に努めます。
- ペーパーレス化など紙の使用を減らす取り組みに努めます。
- 30・10（さんまる・いちまる）運動^{※6}など、食品ロスの削減に取り組みます。
- 規格外農作物の利用に努めます。

※6 30・10（さんまる・いちまる）運動とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、〈乾杯後30分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き10分前〉になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

基本方針 3

美しい自然との共生

目指す姿

森林や農地、豊かな水資源などの自然環境は、いきものや植物を育む貴重な資源です。このため、次の3項目を施策の方向として位置づけ、美しい自然との共生を目指します。



施策の方向① いきものや植物との共生を図る

- 定期的なパトロールや自然調査を実施し、自然環境の状況を把握します。
- 生物多様性を尊重した取り組みを推進します。
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣生息数などの適正な保護及び管理を推進します。
- 特定外来生物については、必要に応じて駆除するなど適切に対応します。
- 登山客に対して自然環境や登山などに関する指導やPRを行います。

施策の方向② 身近な自然とふれあう

- 地域住民や市民団体と連携して自然保護活動に取り組める活動を推進します。
- 公園や緑地などの空間を整備します。

施策の方向③ 森林・農地・河川を保全する

- 環境に配慮した健全な森林の育成を推進します。
- 事業者と連携し、間伐などの森林整備を推進します。
- 大ケヤキやムクノキ等の保存樹・保存樹林の保全に努めます。
- ナラ枯れ等森林被害の監視や防除を実施するとともに関係団体と連携して里山再生に努めます。
- 公共施設整備の際は、地場産木材の活用に配慮します。
- 自然環境への影響に配慮し農道・林道の整備に努めます。
- 市民農園などの利活用を促進するとともに農業体験等を実施します。
- 減農薬・減化学肥料等、環境にやさしい農業を推進します。
- 遊休農地では農地景観の維持・形成を図ります。
- 再生可能な耕作放棄地は、農地としての再生に努めます。
- 農林水産物の被害防止のため、国、県及び猟友会などの関係団体と連携して有害鳥獣対策に取り組みます。
- 河川の利水・治水機能と自然保護の両立を図ります。

市民の取り組み

- 環境を守り育てるボランティア活動などの取り組みに参加します。
- 地産地消に配慮した食生活を送ります。
- 緑のカーテンなど、身の周りの緑を増やします。

事業者の取り組み

- 緑を守り育てる活動などに積極的に参加します。
- 事業所内の植栽などに取り組みます。
- 農業者は有機肥料や環境に配慮した資材を利用し、環境保全型農業に取り組みます。
- 給食、飲食店等では、地場産農産物を積極的に利用し、地産地消に配慮します。
- 環境認証制度^{※7}について学び、認証取得に積極的に取り組みます。

※7 環境認証制度とは、企業等が自主的に行う環境配慮について、第三者機関が認証等することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品等をPRする仕組みのこと。

基本方針 4

安全で快適に暮らせる環境づくりの推進

目指す姿

きれいな水や空気などの環境保全や、日常生活や事業活動での環境負荷を低減し、環境汚染などを未然に防ぐことが、快適な生活を送るためには欠かせません。このため、次の3項目を施策の方向として位置づけ、安全で快適に暮らせる環境づくりの推進を目指します。



施策の方向① まちをきれいにする

- 住宅地、駅周辺、用水路などの環境美化活動を推進します。
- 自治会などが実施する環境美化に係る取り組みを支援します。
- 市民活動による公園や沿道など公共空間の緑化を推進します。
- 道路沿いの草刈り・樹木のせん定などを実施します。
- 市民や来訪者に対し、ごみの分別やトイレをきれいに利用するよう呼びかけます。
- 看板の配置やパトロールを実施し、不法投棄の未然防止に努めます。
- 空き家の適正な管理について、啓発と指導に努めます。

施策の方向② 公害の発生を未然に防ぐ

- 環境測定を定期的実施して公害の未然防止と早期発見に努めます。
- 環境調査の結果や環境汚染問題の状況に応じて周知・指導をします。
- 大気汚染物質を排出する工場や事業所などの情報収集に努めます。
- 土地利用や特定建設作業に対して適切に指導します。
- 環境問題が発生した際は、迅速な解決に努めます。
- エコドライブの普及啓発を行います。

施策の方向③ 河川や水を保全する

- 公共下水道の整備済み地域では、接続率の向上のため市民へ周知啓発を行います。
- 合併処理浄化槽の設置に対して継続して支援を実施します。
- 河川清掃を実施します。
- 河川の美化等に関する活動を支援します。
- 動植物が生息・生育しやすい川づくりに努めます。

市民の取り組み

- 生活騒音や野外焼却、歩きタバコ、自転車の放置など、周囲に与える影響を考慮し、生活のマナーを守ります。
- 環境美化活動に参加します。
- 飼い犬の登録、狂犬病予防注射及び散歩時のフンの始末など、ペットの飼育に関する法令、マナー等を遵守します。
- 使用していない土地や家屋は、適切な管理を行います。
- 車を運転する際には、アイドリングストップなどエコドライブを実施します。

事業者の取り組み

- 法令などに基づく公害規制・環境基準等を遵守します。
- 環境美化活動に参加します。
- 従業員の通勤には自家用車への乗り合いや、公共交通機関、自転車等の積極的な利用を推進します。
- 効率の良い貨物輸送や共同輸送に努めます。
- 車を運転する際には、アイドリングストップなどエコドライブを実施します。

基本方針 5

環境について学び、協働するまちづくりの推進

目指す姿

市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境について学ぶことが、環境に配慮する行動や取り組みを実践することにつながります。このため、次の3項目を施策の方向として位置づけ、環境について学び、協働するまちづくりの推進を目指します。



施策の方向① 環境について学び話し合う

- 市民の自発的な環境学習を支援します。
- 環境に関するイベントやセミナーの開催を検討します。
- 環境学習情報の提供や環境学習活動を啓発します。
- 小・中学校で、環境に関する体験や学習などを継続して実施します。
- 環境月間にあわせた広報啓発活動を行います。

施策の方向② 協働による環境活動を展開する

- 事業者や市民団体などが行う環境活動について実態を把握します。
- 環境活動を行う団体とネットワークづくりに努めます。
- 国、県及び関連団体などとの協働により、環境活動などのイベントを開催します。

施策の方向③ 環境の情報を発信する

- 再資源化可能なものについては、適正にリサイクルが行われるよう情報提供を行います。
- 家庭ごみの収集方法や分別方法などについて、広報誌やホームページ等で情報提供します。
- 今後増大が予想される建設廃棄物について、建設リサイクル法による再資源化の必要性などを周知します。
- 光化学オキシダント（光化学スモッグ）の注意報や PM2.5 の注意喚起情報を発信します。
- 年次報告書を作成して状況を公表します。

市民の取り組み

- 学校や家庭で環境問題について話し合います。
- 環境に関する講座や勉強会、イベントに積極的に参加します。
- 積極的に環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます。

事業者の取り組み

- 従業員への環境教育や、環境学習の機会を提供します。
- 環境学習で環境保全に関する意識を高め、事業活動に生かします。
- 積極的に環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます。

第3章 計画の推進体制

1 推進体制

この計画を推進するため、計画の主体である市民、事業者及び行政のそれぞれが互いに連携しながら取り組みます。また、地域や事業者に対する意識啓発などの取り組みについては、地球温暖化防止活動推進委員と連携するなど、更なる推進を図ります。

(1) 上野原市環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項や環境基本計画について、市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項について調査審議し、意見の答申を行います。

(2) 庁内組織

庁内の環境施策等に関して総合的な調整を行うため、必要に応じて関係課担当により庁内検討委員会を組織し、本計画の推進に関する連携及び相互調整を行います。

2 進行管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「上野原市環境審議会」において、施策の実施状況について点検・評価します。

第4章 計画の基本的事項

1 計画の策定目的と背景

(1) 計画策定の目的

今日、私たちを取り巻く生活環境、社会経済状況等の急速な変化に伴って、地球温暖化や生活・自然環境の悪化のリスクが高まっており、未来を見据えた地球規模での環境保全対策が求められています。このような中、本市においては、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた取り組みを推進していますが、この実現には、市民、事業者及び行政の協働が必要不可欠です。

このため、国際社会、国及び県等の動向を踏まえ、SDGs（エスディー・ジーズ：Sustainable Development Goals の略称）の考えを活用しながら、「ゼロカーボンシティ」が実現できるよう総合的かつ計画的に施策を推進するため、新たに「第2次上野原市環境基本計画」を策定します。

※SDGs とは、2030 年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」のこと。

(2) 国際社会の動向

2015 年 12 月に地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されたことにより、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分に低く保ち、1.5℃に抑えるよう努力することや全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、実質ゼロにすることなどの枠組みが構築されました。

また、2015 年 9 月に SDGs が国連サミットで採択され先進国、途上国の別なく、すべての国が目標として掲げて参画し、環境・経済・社会の課題に対して総合的に取り組むことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



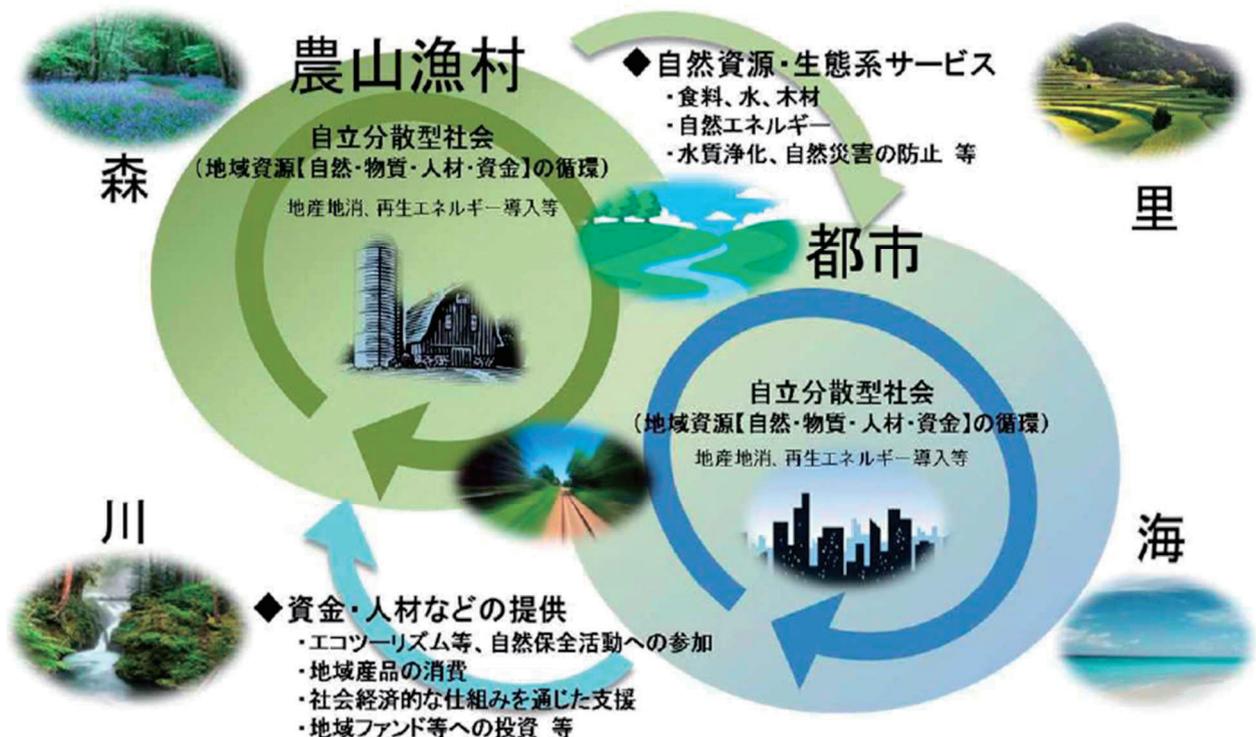
(3) 国の動向

平成 30 年 4 月、SDGs やパリ協定などの環境問題に関する国際的な潮流を受けて、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。計画は我が国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、この見直しにより「**経済**」「**国土**」「**地域**」「**暮らし**」「**技術**」「**国際**」をキーワードとして、次の 6 つの重点戦略が盛り込まれました。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな**経済**システム
- ② **国土**のストックとしての価値を向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な**地域**づくり
- ④ 健康で心豊かな**暮らし**の実現
- ⑤ 持続可能性を支える**技術**の開発・普及
- ⑥ **国際**貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

また、この計画では持続可能な社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造を目指すこととしています。「地域循環共生圏」とは、各地域がそれぞれの地域資源（自然・物質・人材・資金）を活かし、それらが循環する自立分散型の社会を形成しつつ、さらに、都市・農山漁村といった地域の特性に応じて、それらが相互に補完し、支え合う次のようなイメージが示されています。

地域循環共生圏



(4) 山梨県の動向

山梨県では、平成29年3月に改訂した山梨県地球温暖化対策実行計画により、地球温暖化対策の緩和策として「やまなしクールチョイス県民運動」を積極的に展開する中で、国の第5次環境基本計画の策定等の情勢の変化を踏まえ、平成26年3月に策定した「第2次山梨県環境基本計画」について、次の5項目を見直しのポイントとして令和元年11月に見直しました。

- ①プラスチックごみや食品ロスの削減、災害廃棄物処理等、新たな課題に対応するための施策の充実
- ②本県の豊かな自然環境を保全するための施策の充実
- ③クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の充実
- ④自然環境の保全と地域資源の活用を両輪とした施策の効果的な実施
- ⑤SDGs の考え方を活用した施策の展開と多様な主体とのパートナーシップの強化

また、山梨県、県内市町村及び県内の経済団体など計51団体は、令和3年2月に共同で「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、参画する自治体、団体及び民間企業などがパートナーシップを構築しながら、それぞれが自らの活動において地球温暖化対策に取り組むことを宣言しました。

(5) 上野原市の動向

上野原市では、平成18年4月に「上野原市環境基本条例」を制定、平成20年3月に「上野原市環境基本計画」を策定し、環境施策を展開してきました。また、令和2年7月には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた取り組みを推進しています。

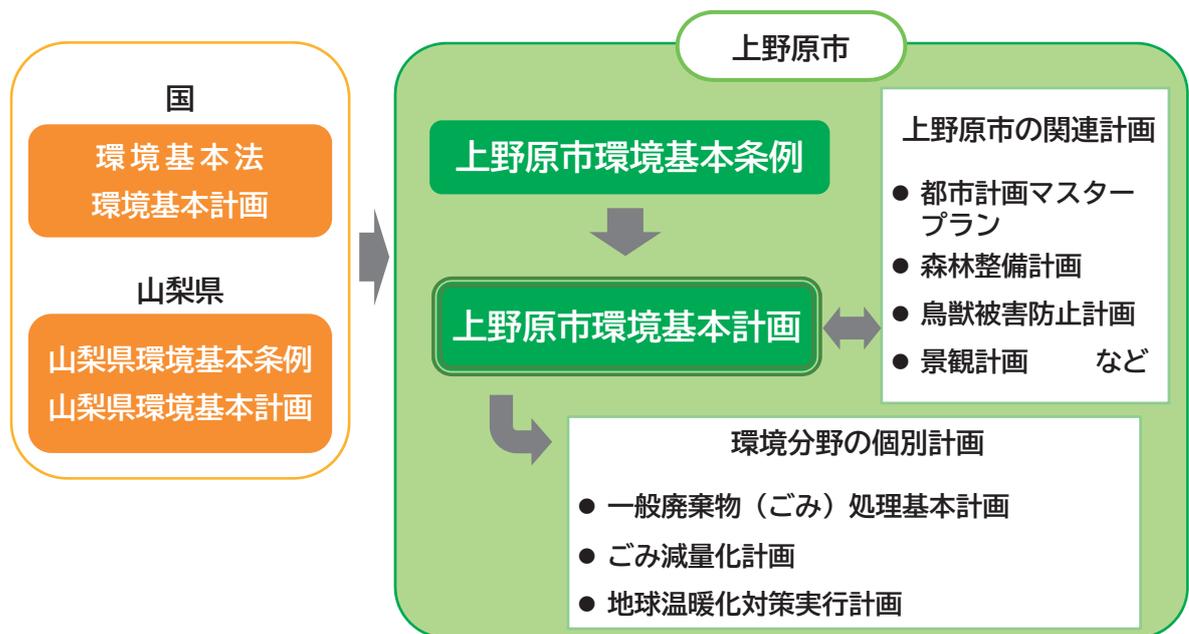
しかし、計画の策定以降、環境政策を取り巻く状況の変化への対応及び人口減少や防災対策などに向けた新たな展開が求められています。

さらに、令和3年11月に実施した市民や事業所を対象としたアンケート調査においては、ごみ問題や温暖化などの地球環境問題への関心の高さや、河川の美しさや市民のマナーなどに課題が見られることから、今後の取り組みの中で改善していく必要があります。(詳細は第5章を参考)

2 計画の位置づけ

本計画は、上野原市環境基本条例第8条に基づいて定めるもので、本市における環境行政の最も基礎となる計画として、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものです。

したがって、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策は、本計画に基づいて立案・実施されます。また、市民、事業者及び行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針として位置づけられます。



3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、本市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜対応するものとします。

4 計画の対象

本計画の対象となる地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、広域的な取り組みが効率的・効果的となる施策については、国及び他の地方公共団体などと協力して推進するよう努めるものとします。

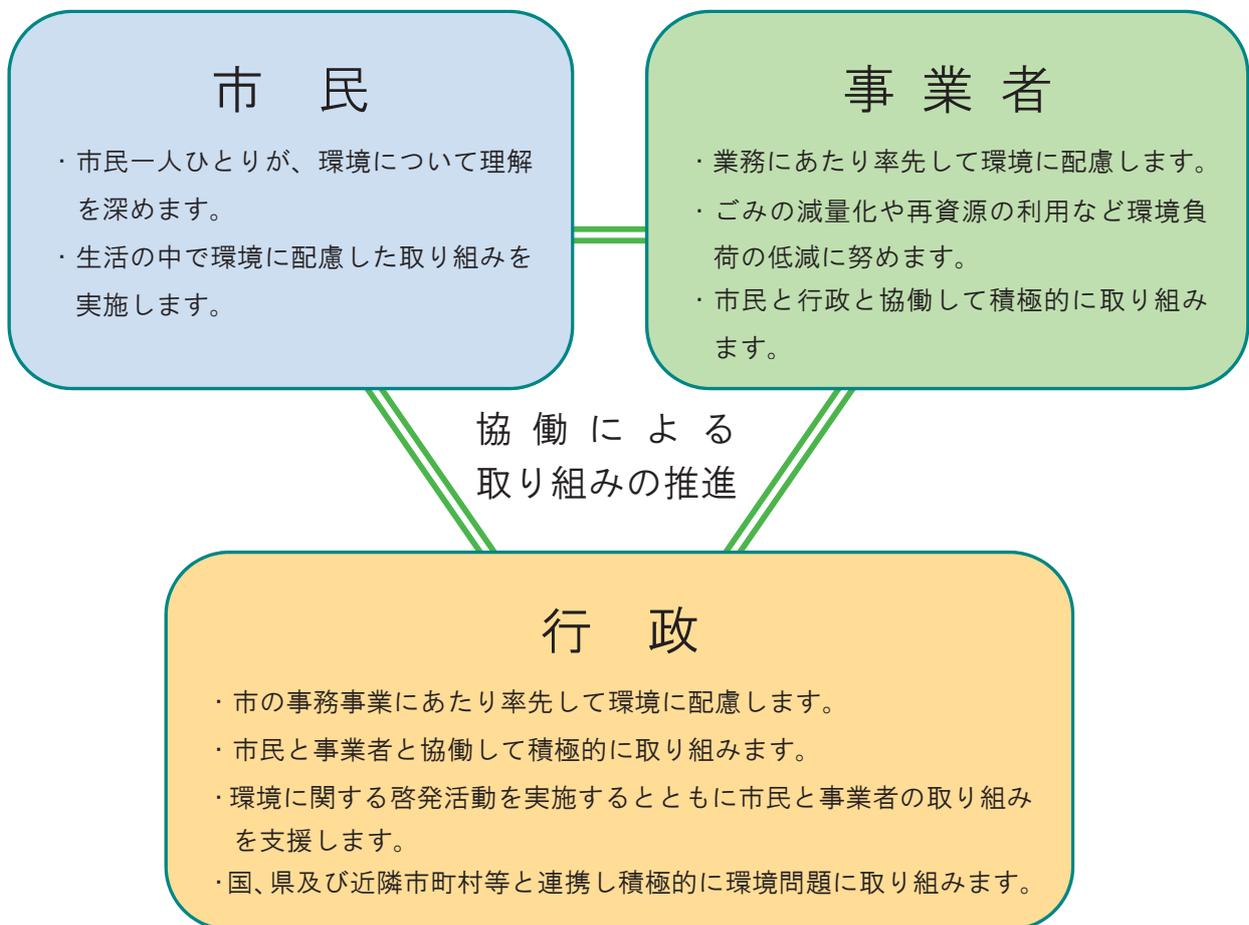
本計画の対象範囲は、本市の環境への影響が考えられる活動全てとします。

5 計画の主体

環境問題の解決には、私たち一人ひとりが家庭内、更には職場などの社会的立場において、主体的・積極的に環境に配慮した行動をとっていくことが必要であり、かつ、市民、事業者及び行政が協働し一体となった取り組みが不可欠です。

そのため、本計画を推進する主体は、市民、事業者及び行政など、本市に関係する全てとします。

■ 計画の主体イメージ ■



第5章 資料

1 上野原市の概況

(1) 自然的条件

①位置及び面積

本市は、山梨県の最東部で、首都圏中心部から約 60～70km 圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡に隣接しています。

平成 17 年 2 月 13 日に上野原町と秋山村の 1 町 1 村が合併して生まれた本市は、南北方向に 21.6km、東西方向に 15.3km で、面積は 170.57km² で、県土の 3.8% を占めています。

②地勢

本市には、中央自動車道上野原 IC 及び談合坂スマート IC、JR 中央本線上野原駅及び四方津駅、国道 20 号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっています。

また、地域内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなし、山岳・段丘・河川が作り出す自然環境は、日照時間が長い等様々な自然の特性に恵まれています。なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっています。

③地質

本市の地質は、大きく 3 つに分類されます。北部は四万十層群に属する地層で、砂岩、粘板岩、頁（けつ）岩、千枚岩、輝緑凝灰岩からなり、中部は富士川層群に属する地層で、泥（でい）岩、礫岩、亜角礫岩からなります。また、南部は御坂層群に属する地層で、石英安山岩質凝灰岩、凝灰角礫岩、石英安山岩、凝灰岩等からなり、それぞれの地層は断層により境されています。

④断層

1. 藤の木—愛川構造線

四万十層群が富士川層群・御坂層群と境を接する面の断層で、本市では犬目、矢坪、桑久保、登下、鏡渡橋を通り東方へ至っています。

2. 鶴川破碎帯

相模湖の西岸から相模原市緑区佐野川の上岩、桐原地区の小伏、大垣外、小桐、西原地区の藤尾、原、飯尾を通り、小菅村の鶴峠、丹波山村に達する断層で、幅の広い破碎帯を持ち、地形上でもケルンコル（断層面が地表面と交わる線に沿って生じた凹地）・ケルンバット（断層崖の全面に生じた小丘陵）地形が連続して発達しています。

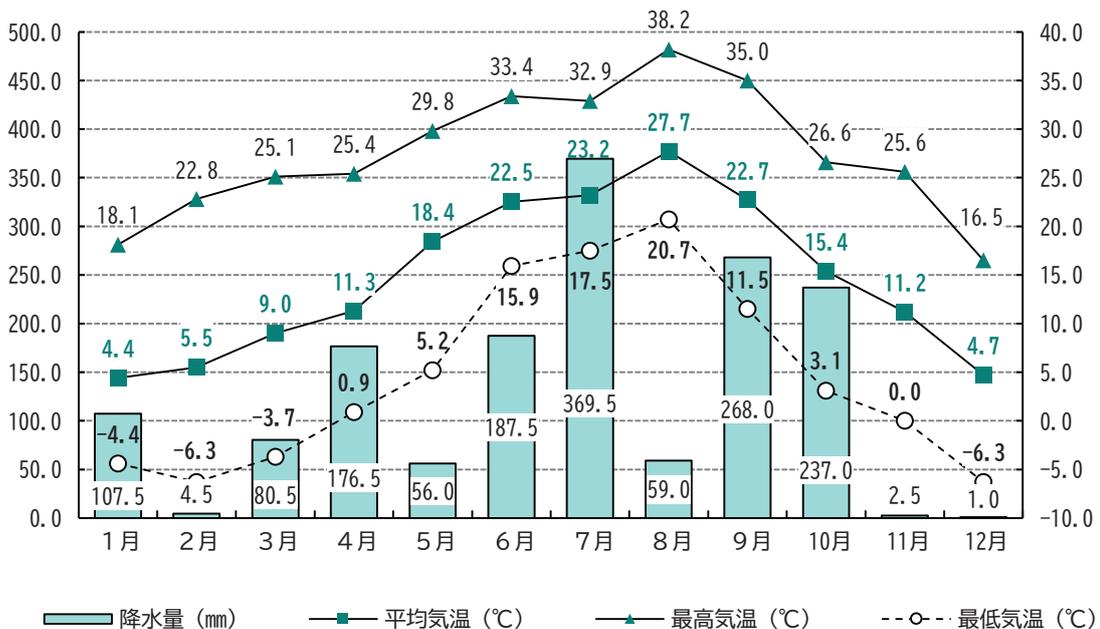
⑤気象

本市の気象条件は、周囲を山々に囲まれた複雑な地形に左右されることが多く、総じて内陸的で、夏冬の寒暖差、昼夜の温度差が大きく、また降雨量が少なくなっています。

本市の令和2年月別気温及び降水量の推移をみると、年間月平均気温は14.7℃、平均月最高気温は27.5℃で平均月最低気温は4.5℃となっています。

（グラフ1、表1）

【グラフ1 令和2年月別気温及び降水量の推移】



資料：降水量は消防年報 令和2年度版

平均気温、最高気温、最低気温は上野原消防本部資料

【表 1 令和 2 年月別気温及び降水量の推移】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 mm		107.5	4.5	80.5	176.5	56.0	187.5	369.5	59.0	268.0	237.0	2.5	1.0
気温 (℃)	平均	4.4	5.5	9.0	11.3	18.4	22.5	23.2	27.7	22.7	15.4	11.2	4.7
	最高	18.1	22.8	25.1	25.4	29.8	33.4	32.9	38.2	35.0	26.6	25.6	16.5
	最低	-4.4	-6.3	-3.7	0.9	5.2	15.9	17.5	20.7	11.5	3.1	0.0	-6.3

資料：降水量は消防年報 令和 2 年度版

平均気温、最高気温、最低気温は上野原消防本部資料

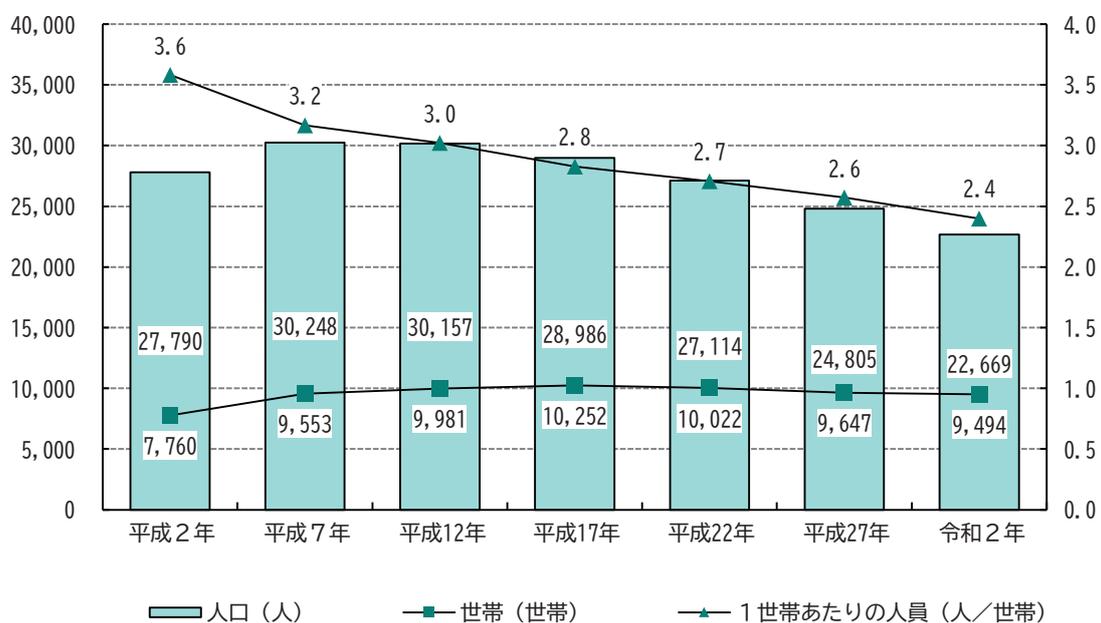
(2) 社会的条件

①人口

本市の人口は平成7年に30,248人でピークを迎えて以降、減少が続き、令和2年には22,669人となっています。

一方、世帯数については平成17年まで増加していたものの、平成22年以降は減少しています。また、1世帯あたりの人員は減少が続いており、平成2年の3.6人が、令和2年には2.4人となりました。(グラフ2)

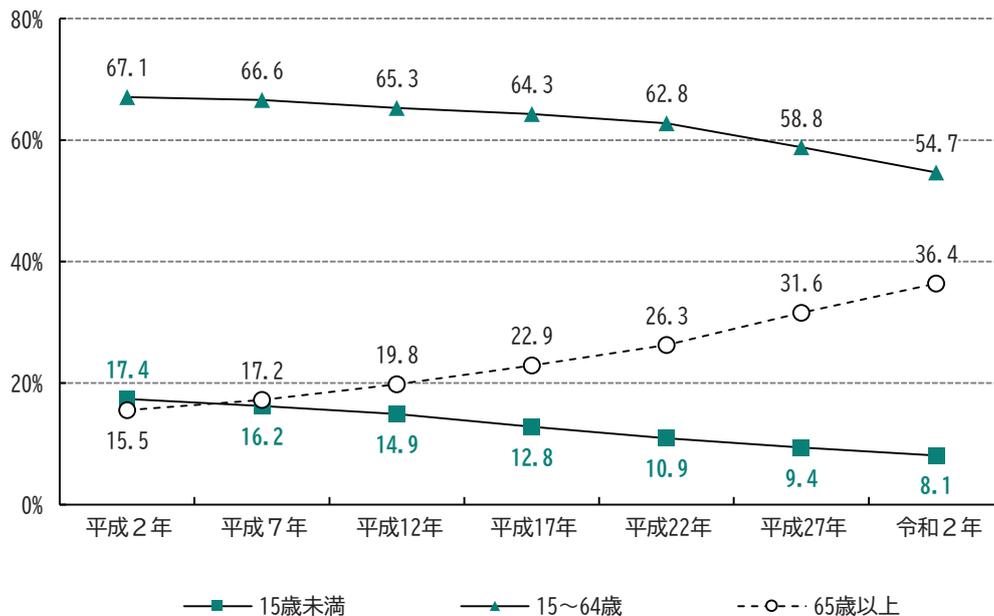
【グラフ2 人口及び世帯数の推移】



資料：国勢調査

年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、令和 2 年では、15 歳未満の年少人口が 8.1%、15～64 歳の生産年齢人口が 54.7%、65 歳以上の高齢者人口が 36.4%となっています。15 歳未満の年少人口比率が減少している一方、65 歳以上の高齢者人口比率は増加していることから少子高齢化が進んでいることがわかります。（グラフ 3、表 2）

【グラフ 3 年齢 3 区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査

【表 2 年齢 3 区分別人口と割合の推移】

(単位/上段：人、下段：%)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
年少人口 (15 歳未満)	4,837	4,902	4,496	3,717	2,968	2,331	1,834
	17.4	16.2	14.9	12.8	10.9	9.4	8.1
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	18,638	20,140	19,689	18,631	17,017	14,592	12,395
	67.1	66.6	65.3	64.3	62.8	58.8	54.7
老年人口 (65 歳以上)	4,315	5,206	5,968	6,638	7,118	7,833	8,254
	15.5	17.2	19.8	22.9	26.3	31.6	36.4
不詳	0	0	4	0	11	49	186
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.8
総数	27,790	30,248	30,157	28,986	27,114	24,805	22,669

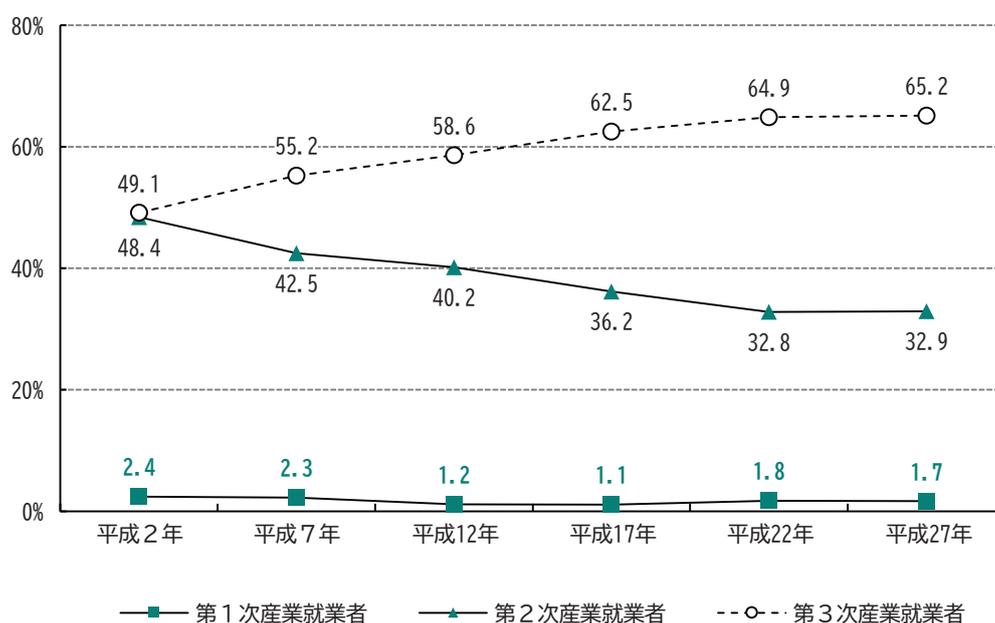
資料：国勢調査

②産業

1. 就業構造

本市における産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。平成2年と平成27年の割合を比較すると、第1次産業は、2.4%から1.7%に、第2次産業は48.4%から32.9%にそれぞれ減少した一方、第3次産業は49.1%から65.2%に増加しています。（グラフ4、表3）

【グラフ4 産業別就業人口割合の推移】



資料：国勢調査

【表3 産業別就業人口と割合の推移】

(単位/上段：人、下段：%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業就業者	316	323	162	144	218	196
	2.4	2.3	1.2	1.1	1.8	1.7
第2次産業就業者	6,395	6,000	5,545	4,805	4,064	3,802
	48.4	42.5	40.2	36.2	32.8	32.9
第3次産業就業者	6,488	7,804	8,091	8,295	8,034	7,520
	49.1	55.2	58.6	62.5	64.9	65.2
分類不能	5	0	4	29	65	24
	0.0	0.0	0.0	0.2	0.5	0.2
総数	13,204	14,127	13,802	13,273	12,381	11,542

資料：国勢調査

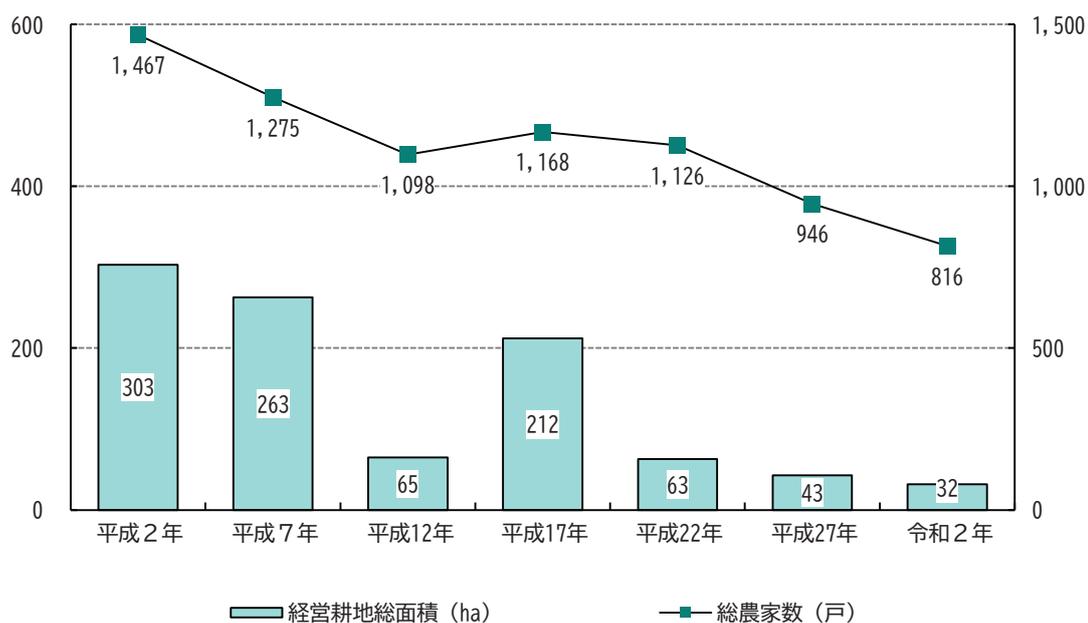
2. 農業

本市における経営耕地総面積と総農家数をみると、総農家数は平成2年から令和2年の30年の間で1,467戸から816戸となり約6割に落ち込み、経営耕地総面積は303haから32haとなり約89%減少しています。

また、農家1戸あたりの面積を比べると、平成2年は0.21haでしたが、令和2年には0.04haにまで減少しており、農家1戸あたりの規模も減少しています。

(グラフ5、表4)

【グラフ5 経営耕地総面積と総農家数】



資料：農林業センサス

【表4 経営耕地総面積と総農家数】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
経営耕地総面積 (ha)	303	263	65	212	63	43	32
総農家数 (戸)	1,467	1,275	1,098	1,168	1,126	946	816
農家1戸あたりの面積 (ha)	0.21	0.21	0.06	0.18	0.06	0.05	0.04

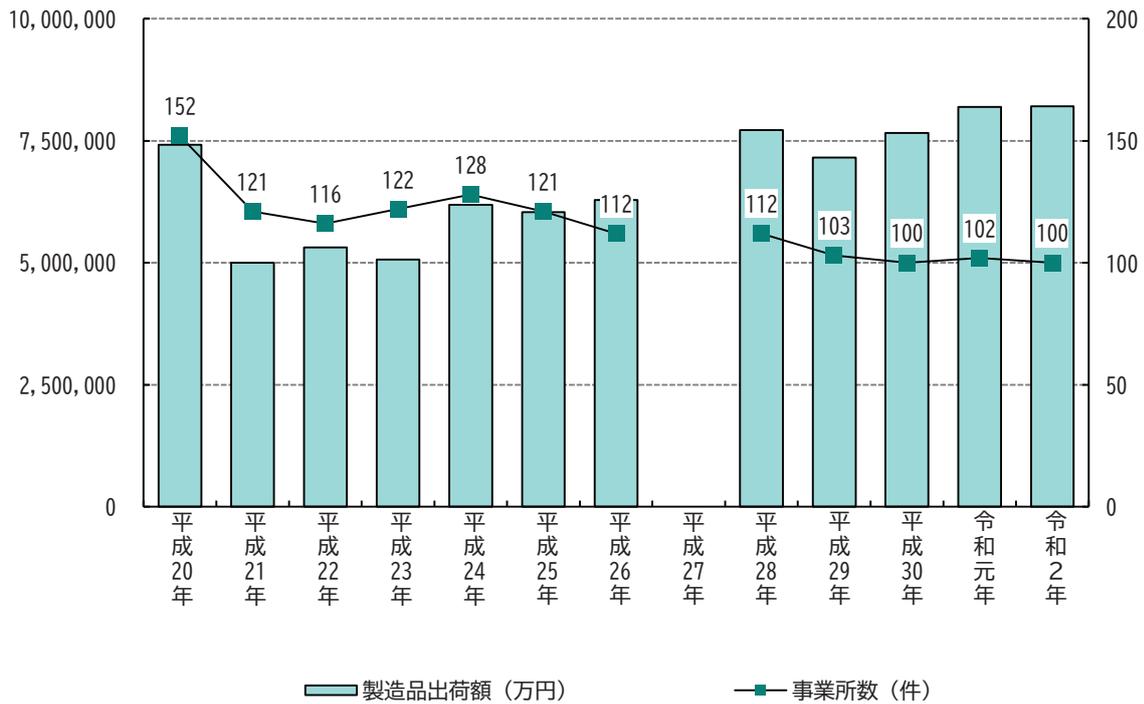
資料：農林業センサス

3. 工業

本市における製造品出荷額及び事業所数の推移をみると、製造品出荷額は平成20年の742億円から一時減少しましたが、平成24年以降徐々に増加し令和2年は821億円となっています。

また、事業所数は減少傾向にあり、令和2年には100事業所となっています。
(グラフ6)

【グラフ6 製造品出荷額及び事業所数の推移】



資料：工業統計調査

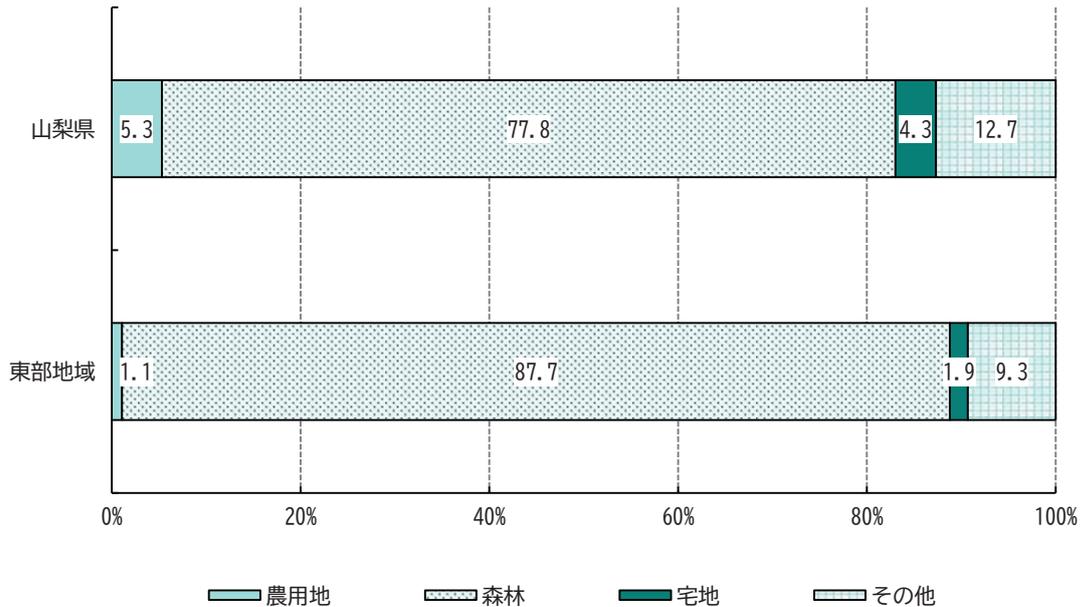
※平成27年は「工業統計調査」は中止のため、掲載してありません。

③土地利用

土地利用割合をみると、本市を含む東部地域の面積は、山梨県と比較すると農用地の割合が低く、森林の割合が高いことがわかります。

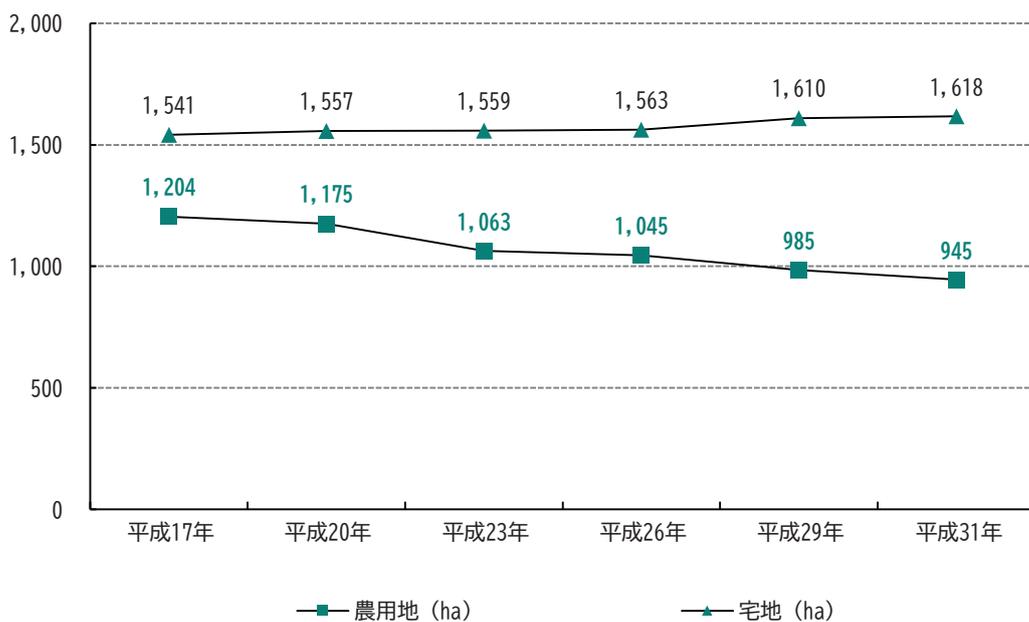
また、農用地・宅地の推移をみると、年々農用地が減少し、宅地が増加していることがわかります。(グラフ7、グラフ8)

【グラフ7 平成31年土地利用割合】



資料：山梨県土地利用現況調査

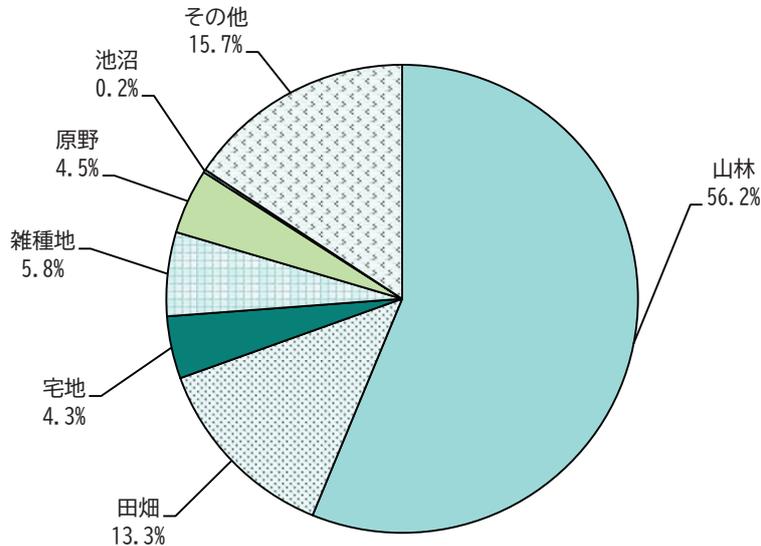
【グラフ8 山梨県東部地域の農用地・宅地の推移】



資料：山梨県土地利用現況調査

また、本市における用途別土地利用面積をみると、山林が最も多くなっています。(グラフ9)

【グラフ9 令和3年1月1日現在 用途別土地利用面積】



資料：総務省固定資産概要調書

④交通

1. 公共交通

市内の公共交通は、鉄道、バス、タクシー、デマンドタクシーにより成り立っています。鉄道は、JR 中央本線が市内を東西方向に横断し上野原駅と四方津駅の2つの駅があり東京に近いことから、両駅から首都圏と本市を往来する通勤者や通学者の多くが利用しています。

住民の重要な交通機関であるバス路線は、上野原駅と市内各地区を結んでおり、その他、上野原デマンドタクシーが運行しています。

2. 道路交通

本市には、近隣都県との交通の拠点として中央自動車道の上野原 IC 及び談合坂スマート IC があり、近隣市町村とを結ぶ道路としては国道 20 号、主要地方道大月上野原線、主要地方道上野原あきる野線、主要地方道上野原丹波山線、主要地方道四日市場上野原線の県道 5 本のほか、市道等が市内全域に及んでいます。

2 上野原市の環境の現況

(1) 生活環境

①大気

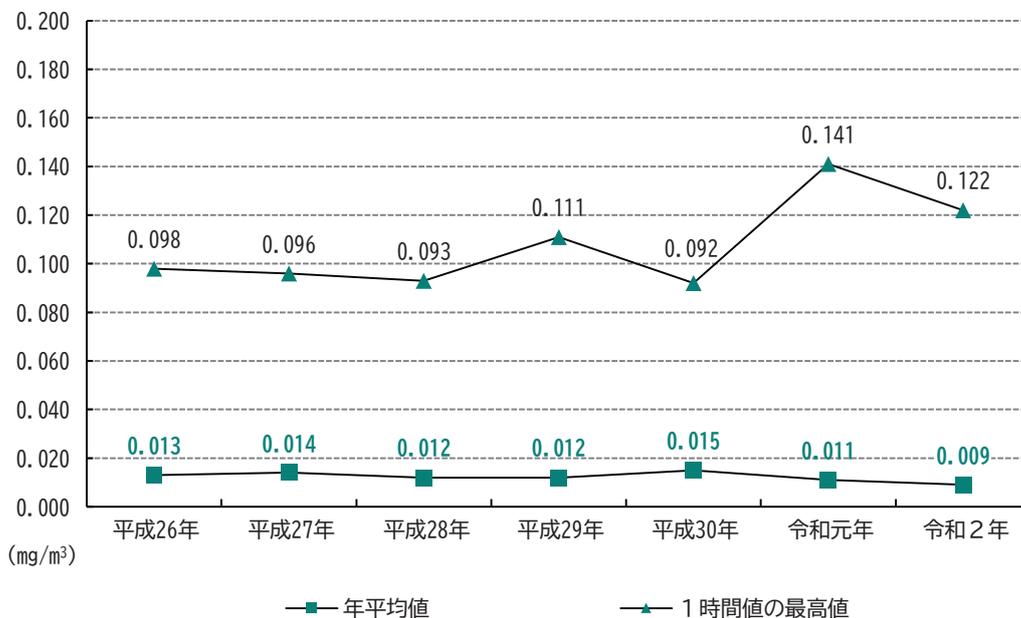
山梨県が実施している大気汚染状況常時監視結果によると、市内測定局における浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）の測定結果は環境基準を達成しています。（表 5、グラフ 10、グラフ 11、グラフ 12）

【表 5 大気汚染状況常時監視結果】

項目	環境基準	評価
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	○
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。	○

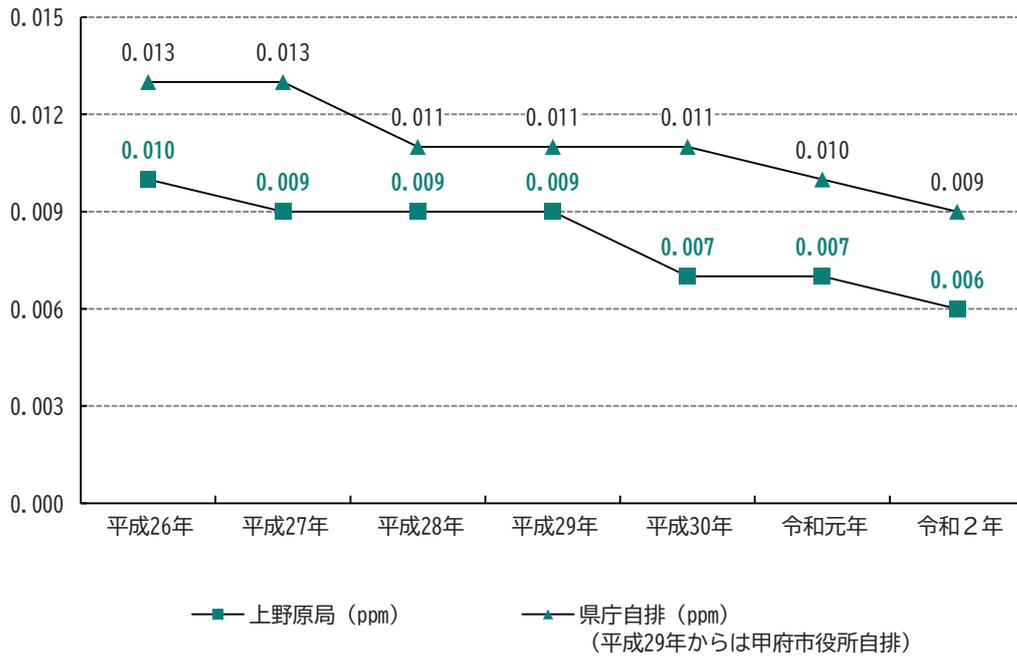
資料：大気汚染状況常時監視結果

【グラフ 10 浮遊粒子状物質の年間測定値の経年変化】



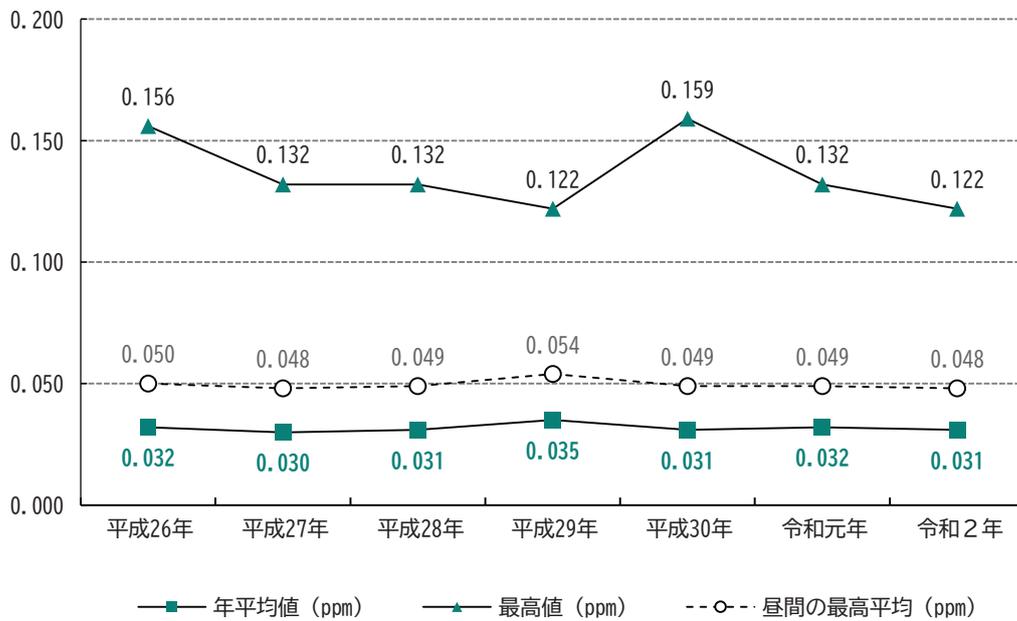
資料：大気汚染状況常時監視結果

【グラフ 11 二酸化窒素の年平均値の経年変化】



資料：大気汚染状況常時監視結果
※平成29年からは甲府市役所自排

【グラフ 12 光化学オキシダント年間測定値の経年変化】



資料：大気汚染状況常時監視結果

また、光化学スモッグが発生しやすい条件（日差しが強く、風の弱い日）が起きやすい夏期には、首都圏からと考えられる大気汚染物質の移流等によって光化学オキシダントが高濃度になり、光化学スモッグ注意報が発令されることがあります。上野原・大月地区の光化学スモッグ注意報発令件数をみると、令和2年では0件となっています。（表6）

【表6 光化学スモッグ注意報発令件数】

（単位/件）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
上野原・大月地区	6	1	1	1	2	1	0

資料：大気汚染状況常時監視結果

②騒音・振動

令和2年度の自動車騒音常時監視結果をみると、本市内の評価対象区域内のうち、昼夜間とも環境基準以下であったのは99.0%、昼間のみ基準値以下だったものは0.0%、夜間のみ基準値以下であったのは0.0%、昼夜間とも基準値超過であったのは1.0%でした。（表7）

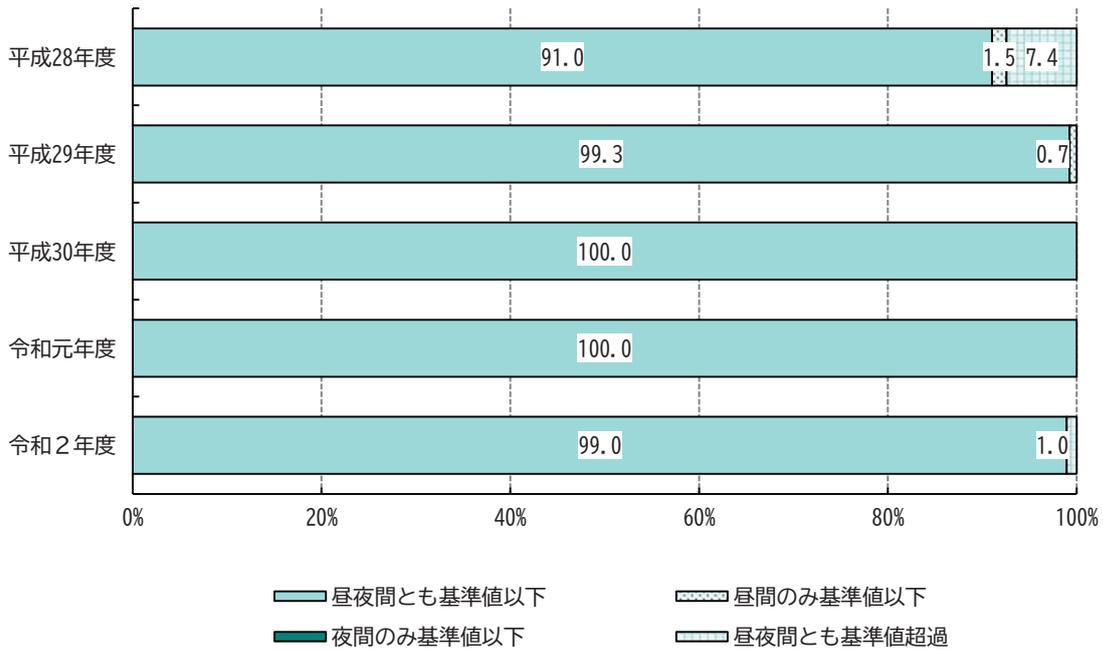
令和2年度の自動車騒音常時監視結果を平成28年度の結果と比較すると、環境基準値超過は減少しています。（グラフ13）

【表7 令和2年度 自動車騒音常時監視結果（面的評価）】

評価対象 道路名	評価対象 区域	住居等 戸数	達成戸数・割合							
	上段 (始点)		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
	下段 (終点)	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
上野原 あきる野線	上野原市 上野原	87	84	96.6					3	3.4
	上野原市 上野原									
上野原 あきる野線	上野原市 上野原	105	105	100.0						
	上野原市 上野原									
上野原 あきる野線	上野原市 上野原	113	113	100.0						
	上野原市 上野原									
上野原 あきる野線	上野原市 上野原	9	9	100.0						
	上野原市 上野原									
上野原 あきる野線	上野原市 上野原	23	23	100.0						
	上野原市 桐原									
上野原 あきる野線	上野原市 桐原	43	43	100.0						
	上野原市 桐原									
四日市場 上野原線	上野原市 新田	20	20	100.0						
	上野原市 新田									
四日市場 上野原線	上野原市 新田	28	28	100.0						
	上野原市 新田									
四日市場 上野原線	上野原市 新田	24	24	100.0						
	上野原市 新田									
四日市場 上野原線	上野原市 新田	13	13	100.0						
	上野原市 上野原									
四日市場 上野原線	上野原市 上野原	107	104	97.2					3	2.8
	上野原市 上野原									

資料：自動車騒音常時監視結果（面的評価）

【グラフ 13 自動車騒音常時監視結果の推移】



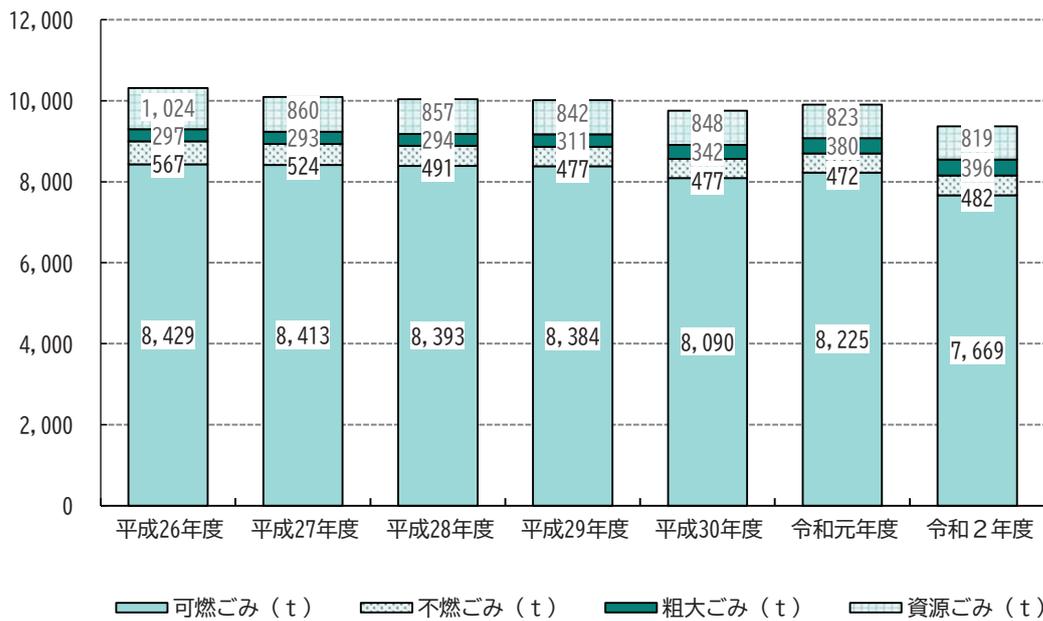
資料：自動車騒音常時監視結果（面的評価）

③ 廃棄物

1. 一般廃棄物

本市の令和2年度の区分別搬入量は可燃ごみが7,669t、不燃ごみが482t、粗大ごみが396t、資源ごみが819tでした。（グラフ14）

【グラフ 14 一般廃棄物の搬入状況の推移】

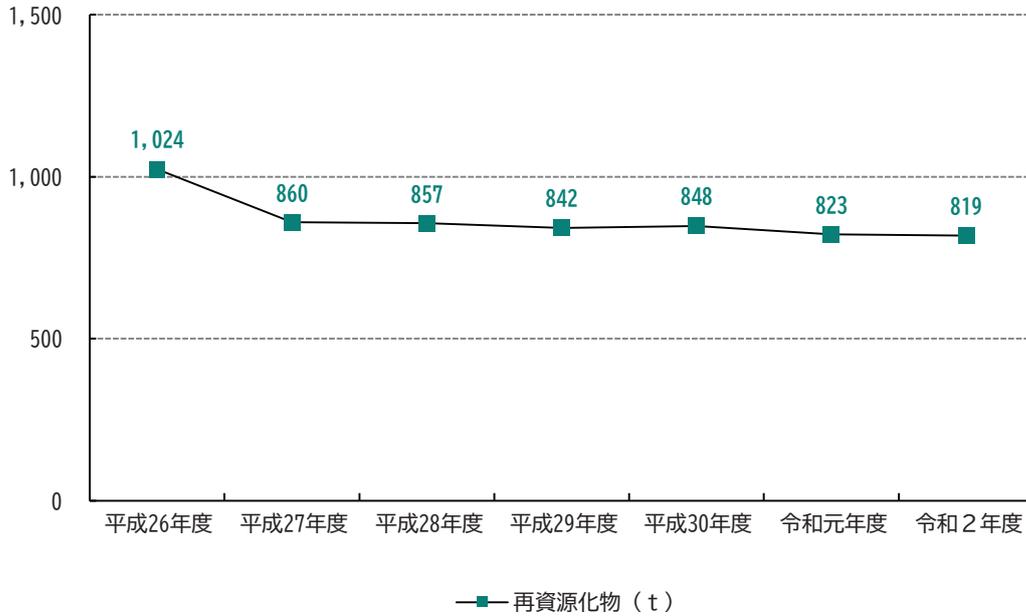


資料：上野原市データ

2. 再資源化物

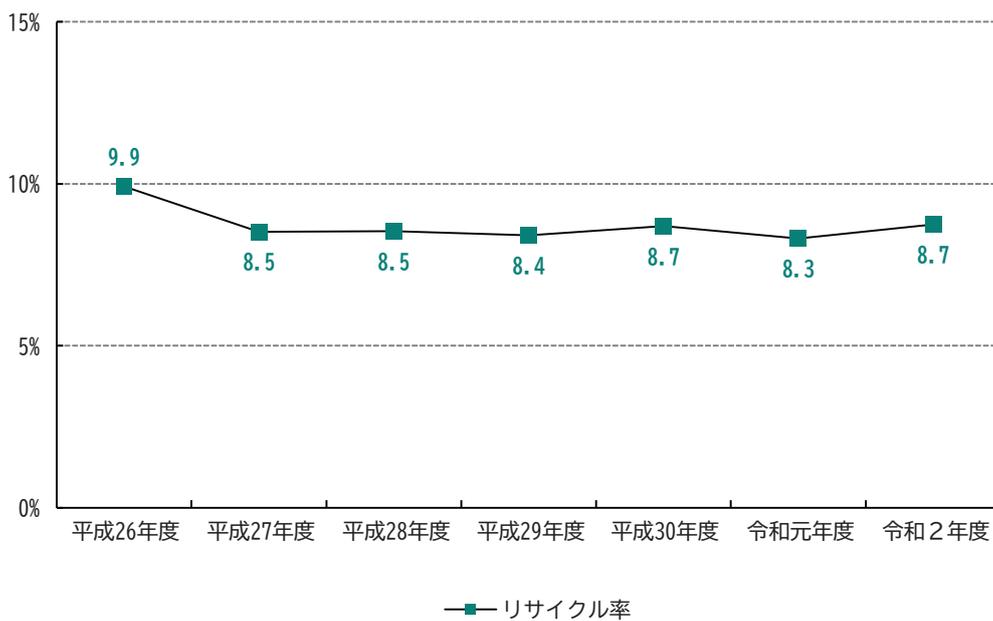
令和2年度の再資源化物収集量は819tで、リサイクル率は8.7%でした。グラフからもわかるように、再資源化物の収集量は年々減少傾向にあります。(グラフ15、グラフ16)

【グラフ15 再資源化物の収集状況の推移】



資料：上野原市データ

【グラフ16 リサイクル率の推移】

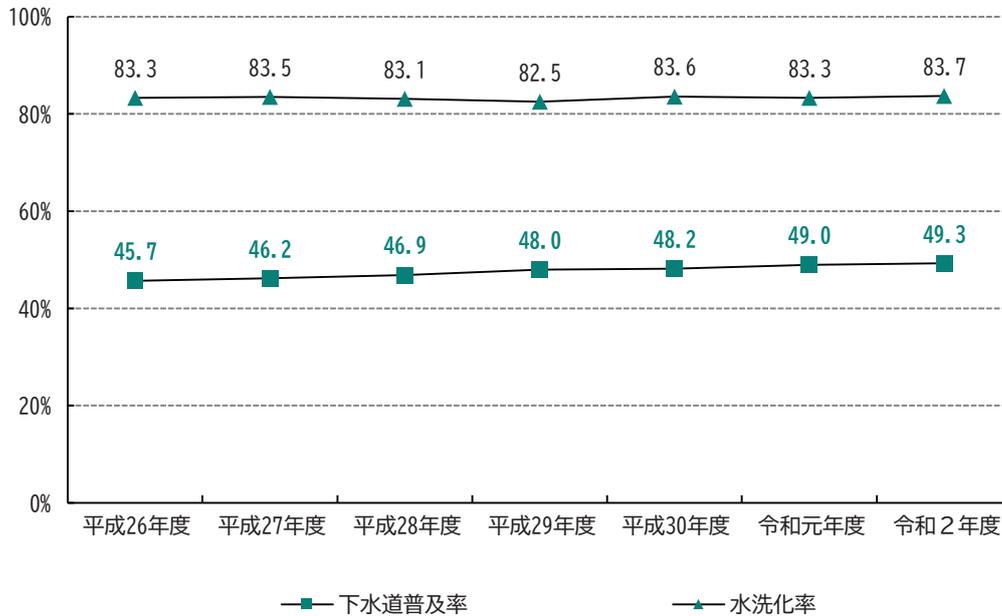


資料：上野原市データ

3. 下水道普及率

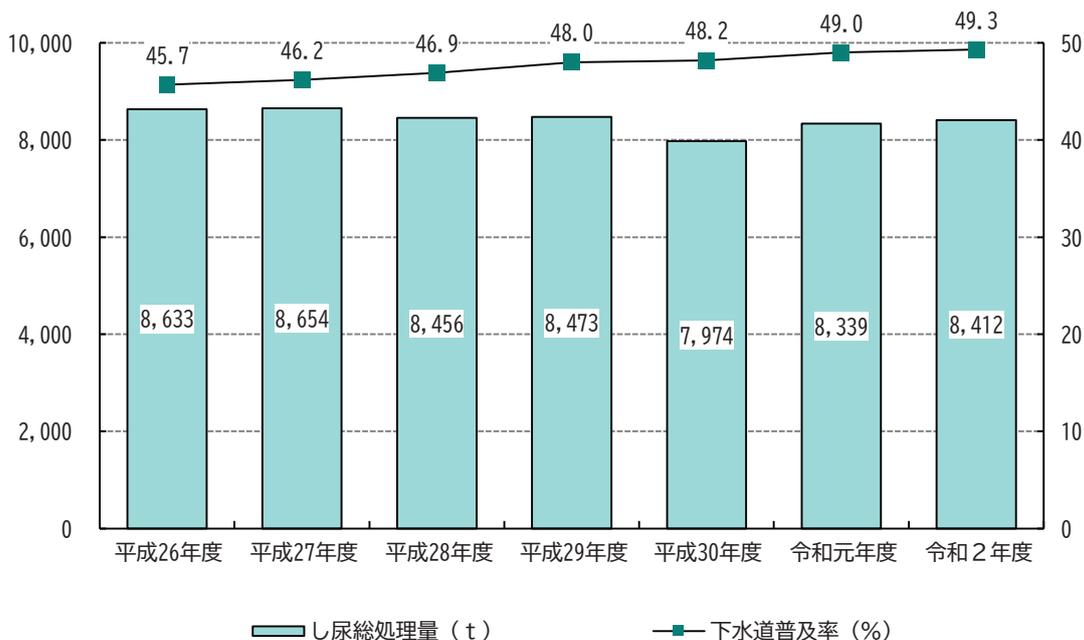
下水道普及率と水洗化率の推移をみると、本市の令和2年度末の下水道普及率は49.3%、水洗化率は83.7%となりました。（グラフ17、グラフ18）

【グラフ17 下水道普及率と水洗化率の推移】



資料：山梨県市町村別の下水道処理人口普及率（各年度末時点）

【グラフ18 し尿総処理量と下水道普及率の推移】



資料：山梨県市町村別の下水道処理人口普及率（各年度末時点）
し尿総処理量は、クリーンセンターへの投入券での算出

(2) 自然環境

①動物

本市には森林が多く残されており、近年、森林環境の変化により、本来ならば奥山に生息するイノシシ、ニホンジカ、サルなどによる農作物の被害が問題になっています。住宅地等周辺にも出没しており、住宅敷地内等にて掘り返しなどの被害が増加しています。また、熊による人身被害のおそれもあり、農作物以外の生活環境被害の増加も懸念されます。

今後も野生動物の生態系のバランスを崩さないよう、長期間放置されている里山の再生や、清流域の保全を図る必要があります。

②植物

本市では、面積の約8割が山林で占められ、海拔160mから1,500mまでの標高差があり、三頭山や扇山などの標高1,000mを越える山々に囲まれています。中心市街地の後背に森林が広がるとともに、河岸段丘の斜面樹林が帯状にまちを縁どり、本市の豊かな自然景観を形成しています。

都市公園はなく、主に住宅市街地や工業団地等の開発に伴い整備された緑地がある状況です。

桂川や大野貯水池等の桜の名所をはじめとして、大目地区新田のハナモモや巖地区八ツ沢のカタクリの群生、尾続フラワー公園、西原や桐原地区の桜や紅葉の植樹など、彩り豊かな風景を見ることができます。

③森林

本市における森林の総面積は 13,981.55ha であり、市の総面積 17,057ha の約 82%を占めています。

また、人工林率は 59.8%にまで高まり、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター等の公的機関による森林整備と、北都留森林組合及び南都留森林組合による施業受託等を計画的に進めることにより、森林資源の充実に取り組んでいます。

平成 31 年 4 月からは、上野原市森林整備計画に基づいて適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図っています。(表 8)

【表 8 保有者形態別森林面積】

(単位/面積 ha、割合%)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積 (A)ha	比率%	計 ha	人工林 (B)ha	天然林 ha		
総数	13,981.55	100.0	13,772.36	8,358.47	5,413.89	59.8	
国有林 (官行造林)	184.03 (184.03)	1.3 (1.3)	176.78 (176.78)	176.78 (176.78)	0.00 (0.00)	96.1 (96.1)	
公有林	計	1,822.25	13.0	1,751.52	936.18	815.34	51.4
	都道府県有林	1,307.24	9.3	1,245.47	793.43	452.04	60.7
	(その他県有林)	(8.79)	(0.1)	(8.79)	(7.58)	(1.21)	(86.2)
	市町村有林	20.13	0.1	19.27	7.46	11.81	37.1
	財産区有林	494.88	3.5	486.78	135.29	351.49	27.3
私有林	11,975.27	85.7	11,844.06	7,245.51	4,598.55	60.5	

(注)山梨県森林整備課業務資料より。

- ・ 県有林は、植樹用貸地は含まない。
- ・ その他県有林は「県有林」の内数であり、森林環境部以外の所管のもの及び森林環境部所管のうち特別会計以外のもの。
- ・ 市町村有林は、県有林植樹用貸地を含む。
- ・ 財産区有林は、県有林植樹用貸地を含む。
- ・ 私有林は、上記以外のもの。
- ・ 立木地面積のうち、天然林は、天然林のみで、伐採跡地・未立木地・竹林・除地及び更新困難地を除く。

④水環境

本市で毎年実施している河川の水質調査結果をみると、市内4河川6地点とも水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量にはほとんど差はみられません。が、鶴川（諏訪水路流末）では大腸菌群数が高くなりました。（表9）

また、一般的な水質指標のひとつである生物化学的酸素要求量（BOD）は、鶴川（諏訪水路流末）では、他の河川地点より少し高くなっています。（表10）

【表9 河川水質検査結果（令和3年1月調査）】

河川名	調査地点	水素イオン濃度 pH【mg/L】	生物化学的 酸素要求量 BOD【mg/L】	浮遊物質量 SS【mg/L】	大腸菌群数 【MPN/100mL】
鶴川	俣渡橋	7.2	0.5未満	0.6	170
	桂川合流地点	7.7	0.5未満	1.4	3,500
仲間川	棚頭地区	7.4	0.5	0.5未満	130
	八米橋	7.5	0.5未満	1.0	2,200
秋山川	下流（富岡地区）	7.8	0.5未満	0.8	46
鶴川	諏訪水路流末	7.9	0.8	0.6	13,000

資料：上野原市水質調査

【表10 河川水質検査結果における生物化学的酸素要求量（mg/L）の変化】

河川名	調査地点	H30.10	H31.1	R1.9	R2.1	R2.9	R3.1
鶴川	俣渡橋	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	桂川合流地点	0.5未満	0.5未満	0.8	1.6	0.5未満	0.5未満
仲間川	棚頭地区	台風のため 欠測	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
	八米橋	0.5未満	0.6	0.5未満	0.7	0.5未満	0.5未満
秋山川	下流（富岡地区）	台風のため 欠測	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
鶴川	諏訪水路流末	3.3	43	0.5未満	0.9	1.2	0.8

資料：上野原市水質調査

(3) 地球環境

①地球温暖化

本市では、地球温暖化の大きな要因である温室効果ガスについて、市の事務事業における総排出量を算出しており、平成 22 年度の 9,442t-CO₂ が令和 2 年度では 8,714t-CO₂ となり、7.7%減少しています。(表 11)

【表 11 上野原市事務事業に係る温室効果ガス総排出量】 (単位/t-CO₂)

	平成 22 年度	令和 2 年度	増減率 (%)
温室効果ガス総排出量	9,442	8,714	▲7.7

資料：上野原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

(4) アンケート調査

① 調査概要

1. 調査の目的

2021年度に上野原市環境基本計画を策定するにあたり、環境問題に関する市民の意見や考えを把握し、これまでの上野原市の環境問題に対する取り組みの評価や計画策定時の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査の対象

市民	上野原市内に住所を有する16歳以上の市民
事業所	上野原市内の事業所
児童・生徒	上野原市内の小学校・中学校に在籍する小学5年生・中学2年生

3. 調査の方法

市民	郵送配付・郵送回収
事業所	郵送配付・郵送回収
児童・生徒	施設配付・施設回収

4. 調査の期間

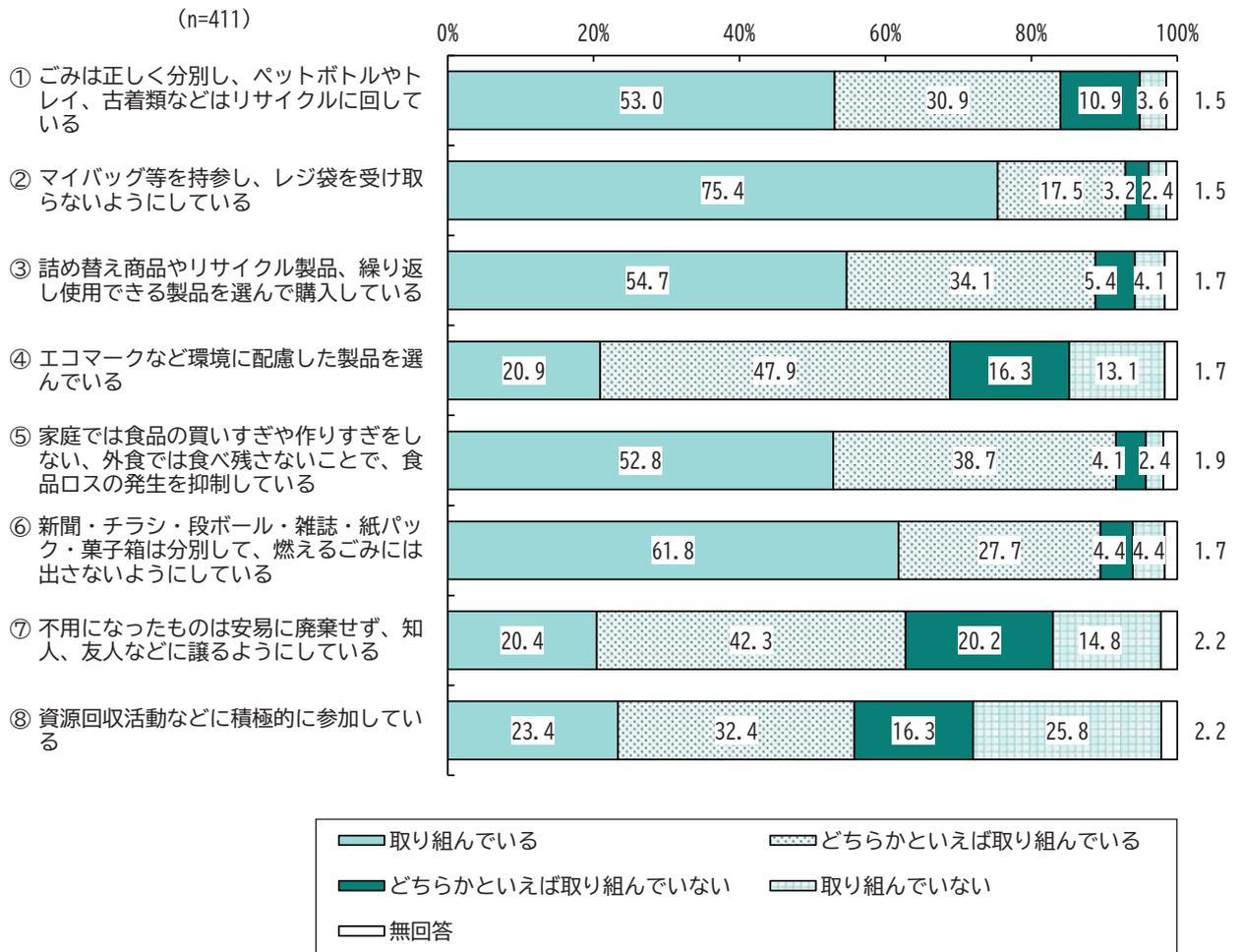
市民	令和3年10月29日(金)～令和3年11月17日(水)
事業所	令和3年10月29日(金)～令和3年11月17日(水)
児童・生徒	令和3年11月2日(火)～令和3年11月10日(水)

5. 回収状況

	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
市民	1,200	411	411	34.3%
事業所	200	89	89	44.5%
児童・生徒	309	289	288	93.2%

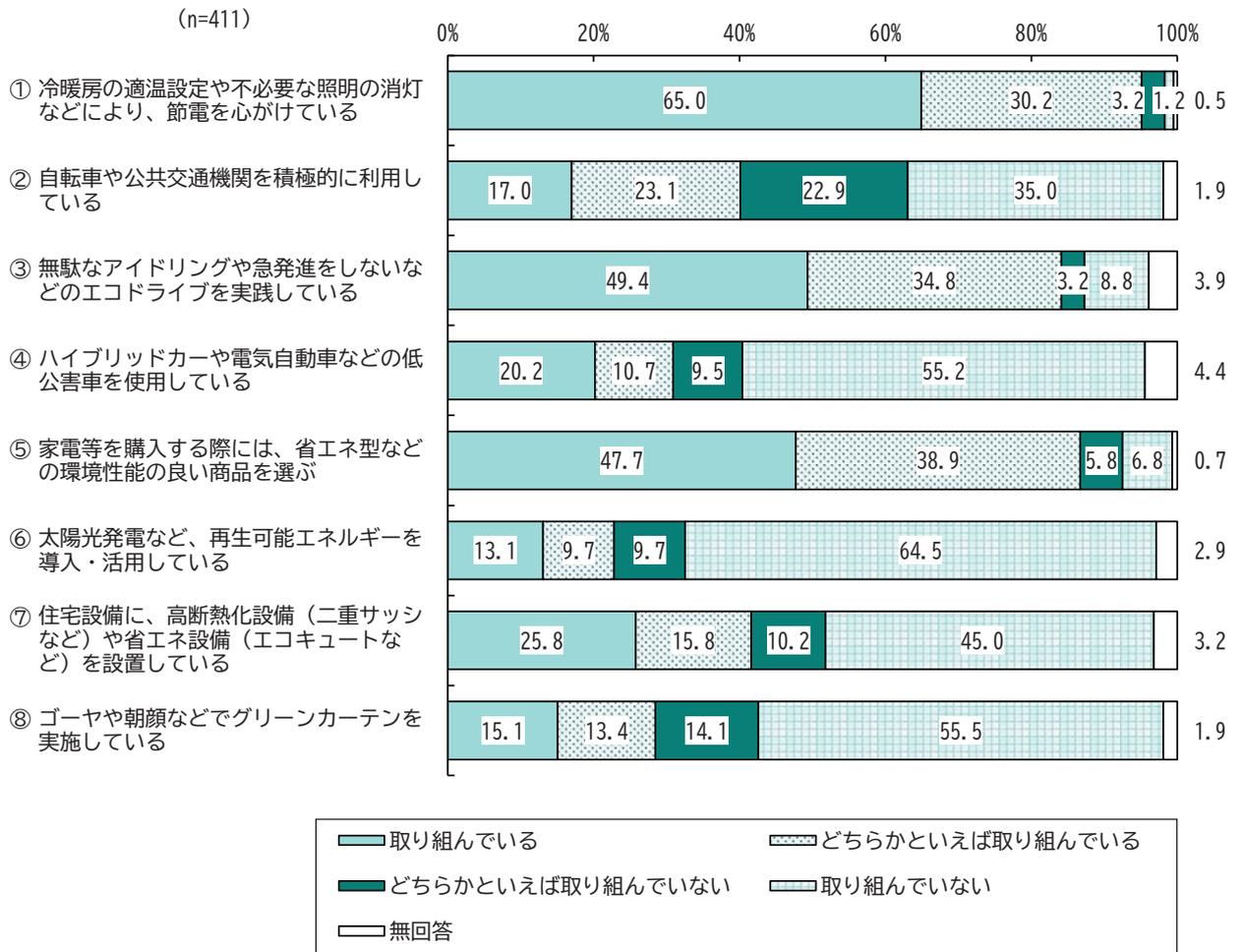
※有効回収数とは、回収数から無記入あるいは記入が少ない調査票を除いた数のこと。

【ごみ減量・循環型社会構築の取り組み】



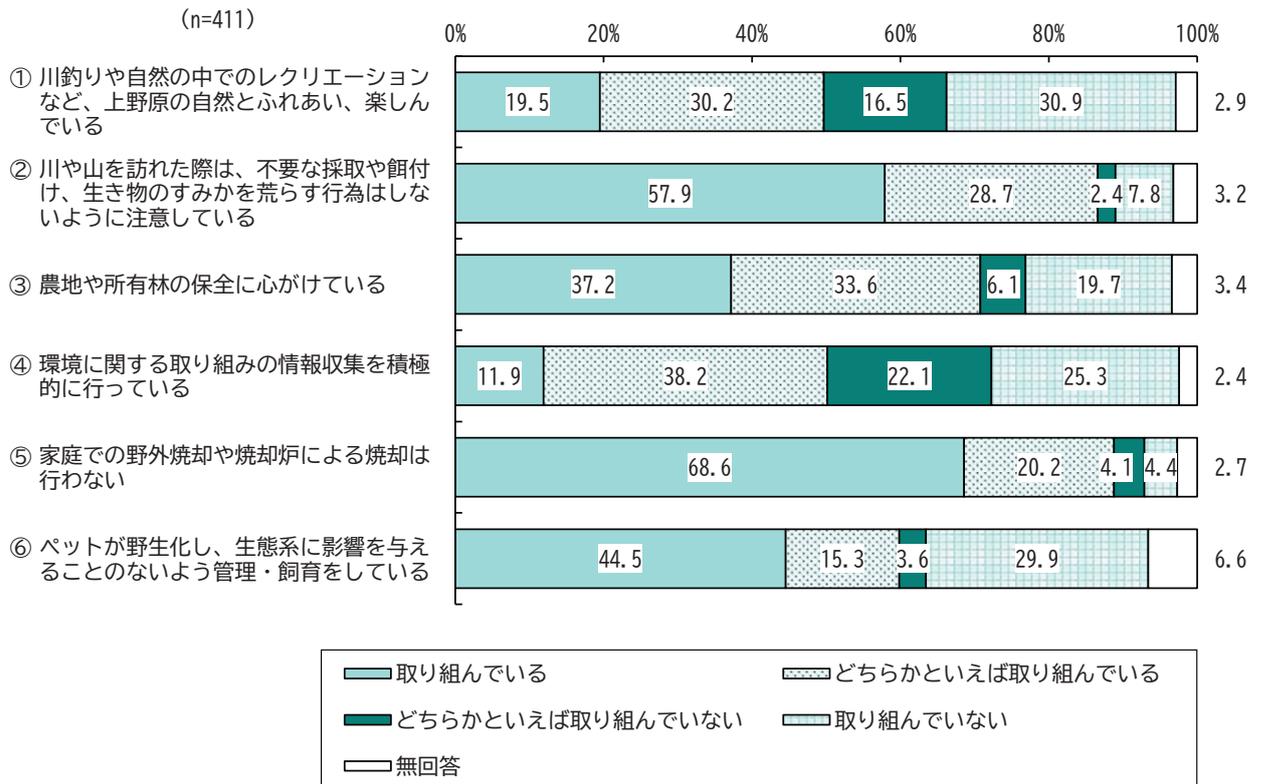
ごみ減量・循環型社会構築の取り組みについては、全体的に取り組んでいる市民が多く、特にマイバッグ持参によるレジ袋の削減は進んでいる傾向にあります。一方で、取り組んでいない理由には、「特に気にかけていない」などが多くあることから、ごみ減量等に関して周知していく必要があります。

【地球温暖化防止・省エネルギーの推進の取り組み】



節電や省エネ製品の選択、エコドライブなどの個人でできることは取り組んでいる市民が多い傾向にあります。自転車や公共交通機関の利用は多くないので、環境に配慮したまちづくり、仕組みづくりを推進していく必要があります。一方で、省エネルギー等の導入の取り組みが進んでいない理由として「費用がかかる」が多いため、導入支援等を検討する必要があります。

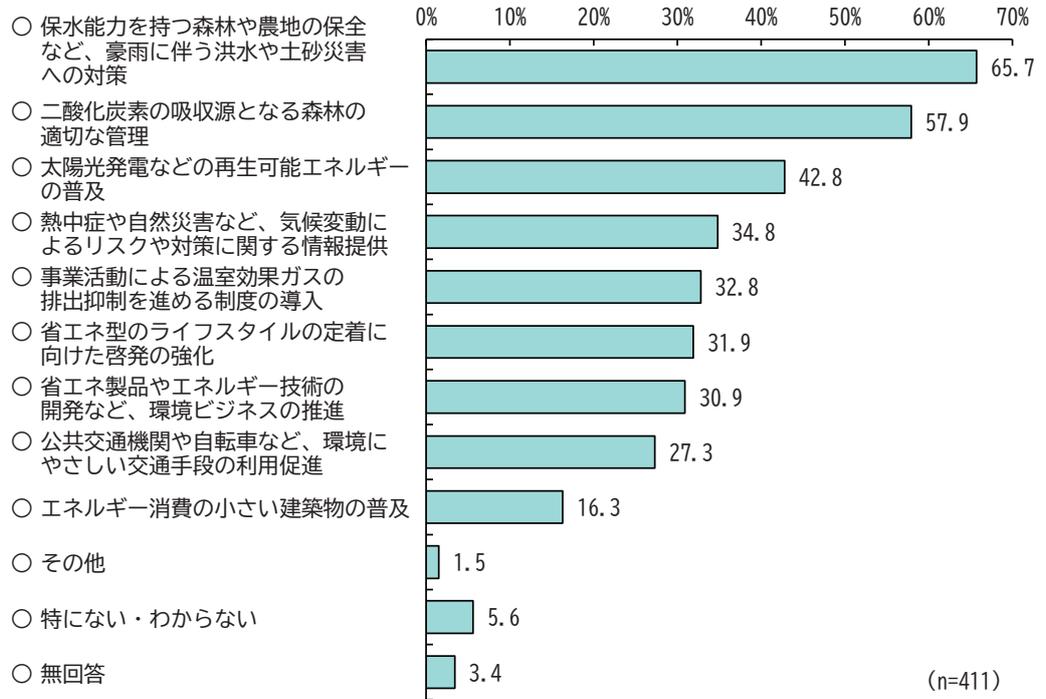
【自然とのふれあい・自然保護・その他の取り組み】



環境に関する取り組みの情報収集に積極的な市民が少なく、環境への関心をより高めることが課題となっています。自然とのふれあいをしている割合が約5割で、上野原市の豊かな自然に触れ合う機会が増えるような施策や情報発信が必要といえます。

問 地球温暖化対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を減らすとともに、温暖化によって引き起こされる猛暑や豪雨などへの対策が求められています。

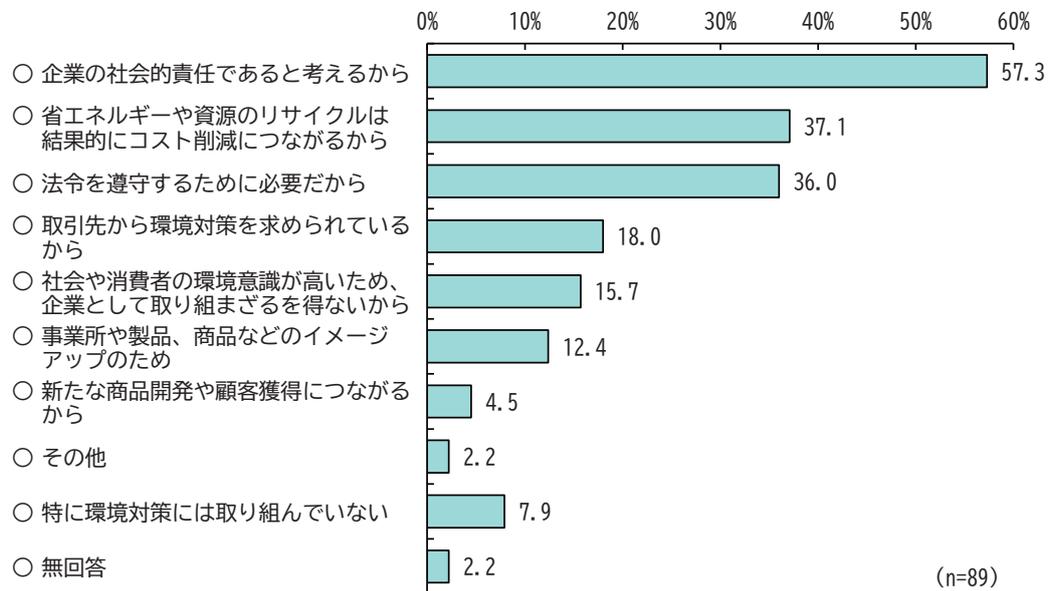
次の項目の中から特に重要だと思うものにもいくつか○印をつけてください。



地球温暖化対策として、森林などの保全が重要と考えている市民が多く、森林の適切な管理が重要となっていますが、その他の項目についても重要性の周知を実施していく必要があります。

2. 事業所アンケート調査

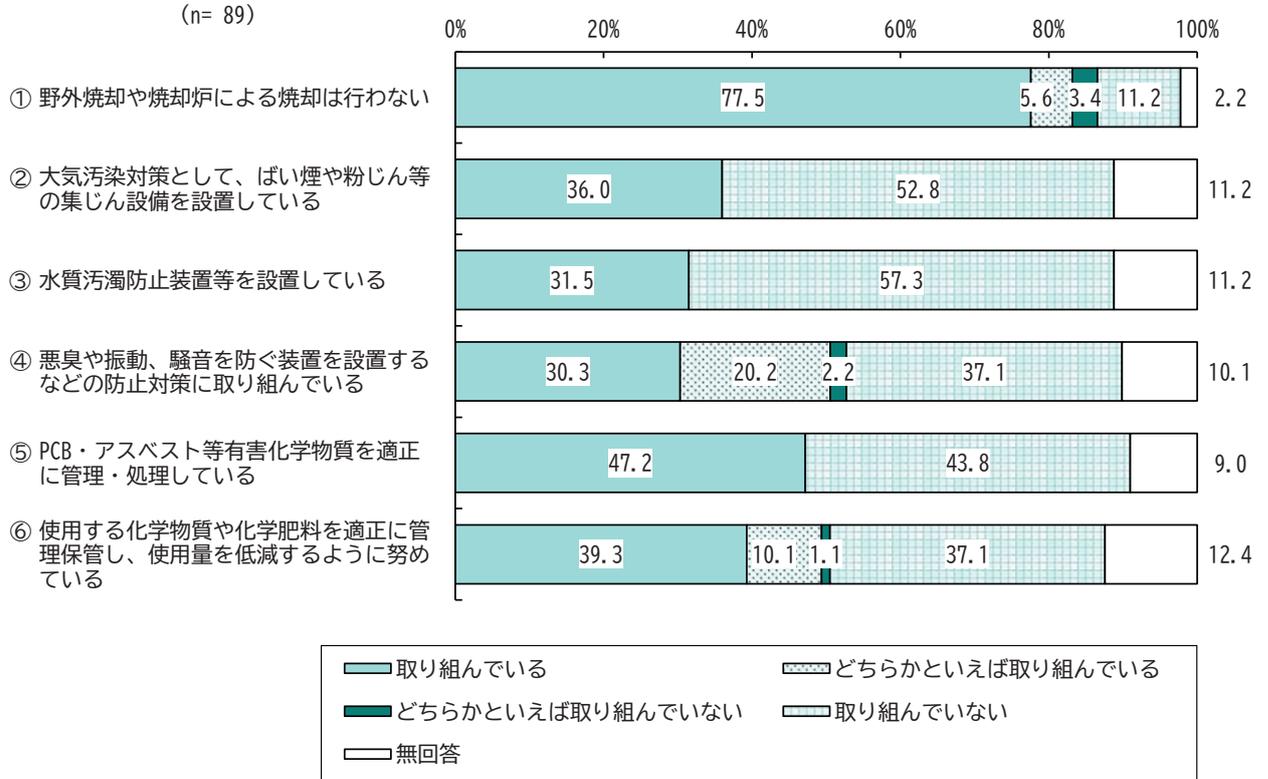
問 貴事業所が、環境対策に取り組まれている理由は何ですか。
 いくつでも○印をつけてください。



環境対策は企業の社会的責任と考えている事業所が多い一方で、特に環境対策には取り組んでいないと答える事業所もあり、環境対策はすべての事業所に関係するということを引き続き啓発していく必要があります。

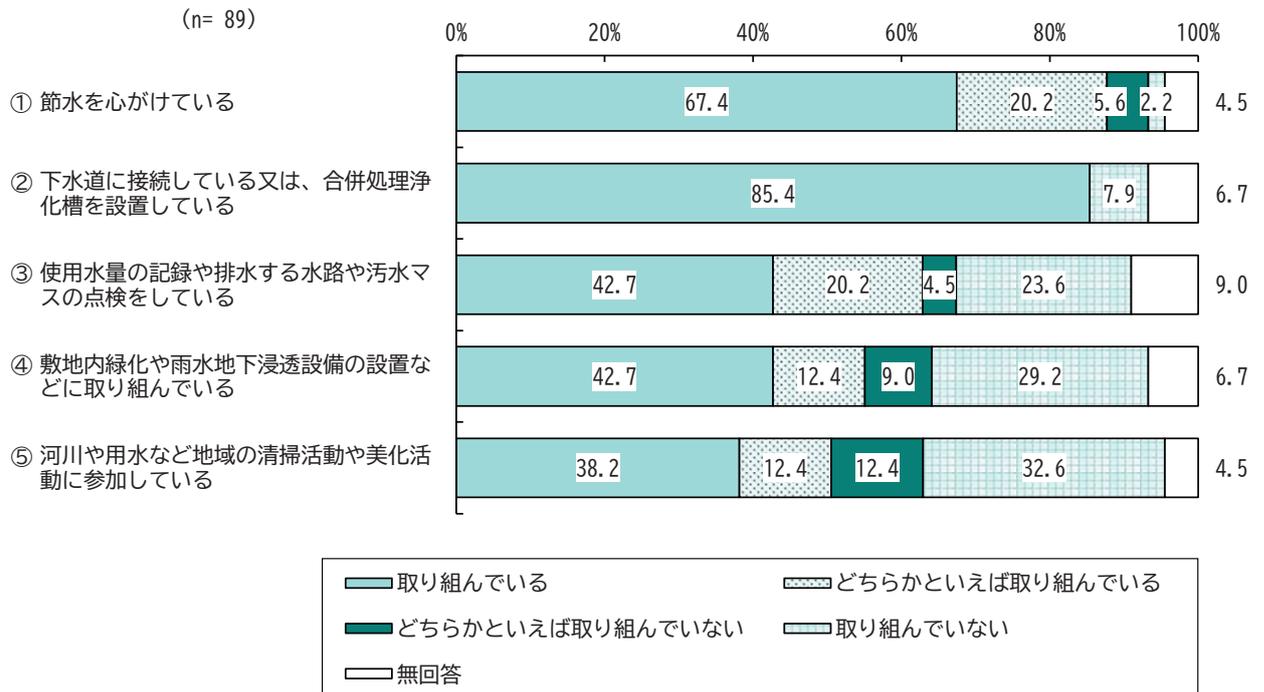
問 貴事業所が事業活動の中で実践している環境への配慮や行動についてお聞きします。

【公害防止対策】



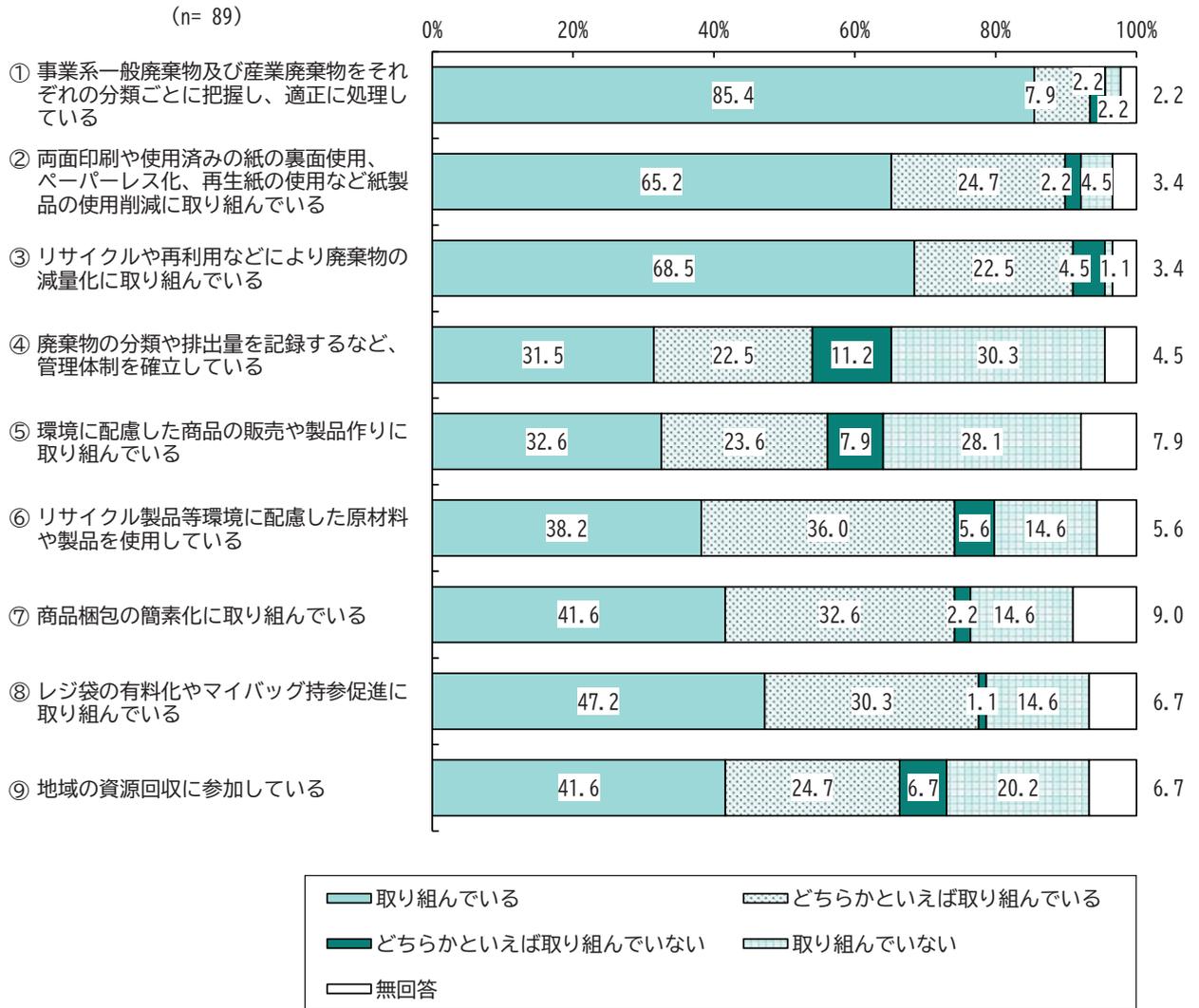
野外焼却や焼却炉による焼却は多くの事業所が行っていないとした一方で、取り組んでいない事業者については、「手間がかかる」等の理由があることから、周知・指導を徹底する必要があります。また、各種環境に配慮した設備、装置の設置については、該当しない事業者が多いため取り組んでいないとの回答が多くなっています。

【水・地下水・湧水・河川の保全】



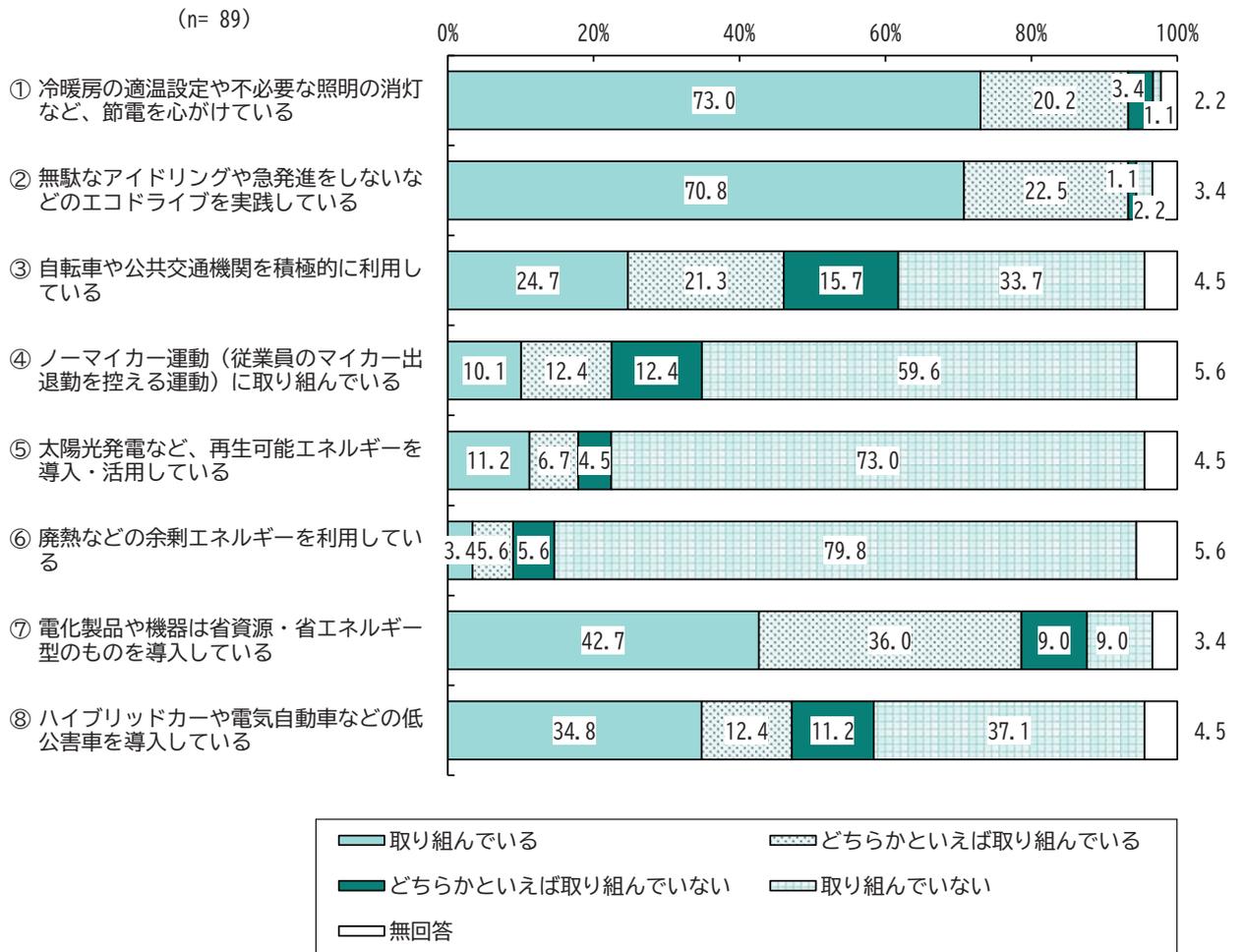
節水を心がけていると回答した事業所が多いことは環境問題への対応の第一歩として評価できる一方で、河川等での地域の清掃活動などへの参加が相対的に少なく、環境活動への参画を増やすことが課題となっています。

【ごみ減量・循環型社会構築】



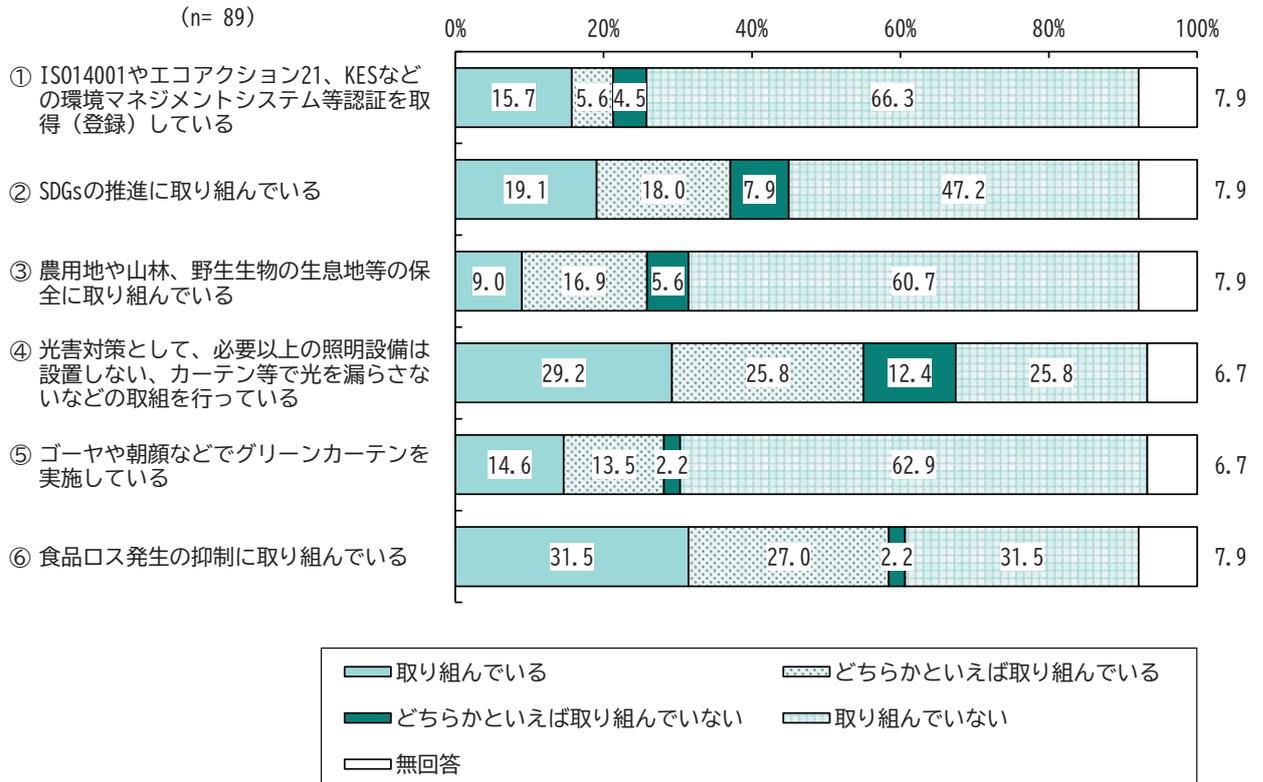
廃棄物の適正処理やリサイクルなどに取り組んでいる事業所が多く、ごみ減量・循環型社会の構築に対する取り組みは積極的に実施されていますが、取り組んでいない理由に「理由はない、特に気にかけていない」があることから、今後も継続して推進していく必要があります。

【地球温暖化防止・省エネルギーの推進】



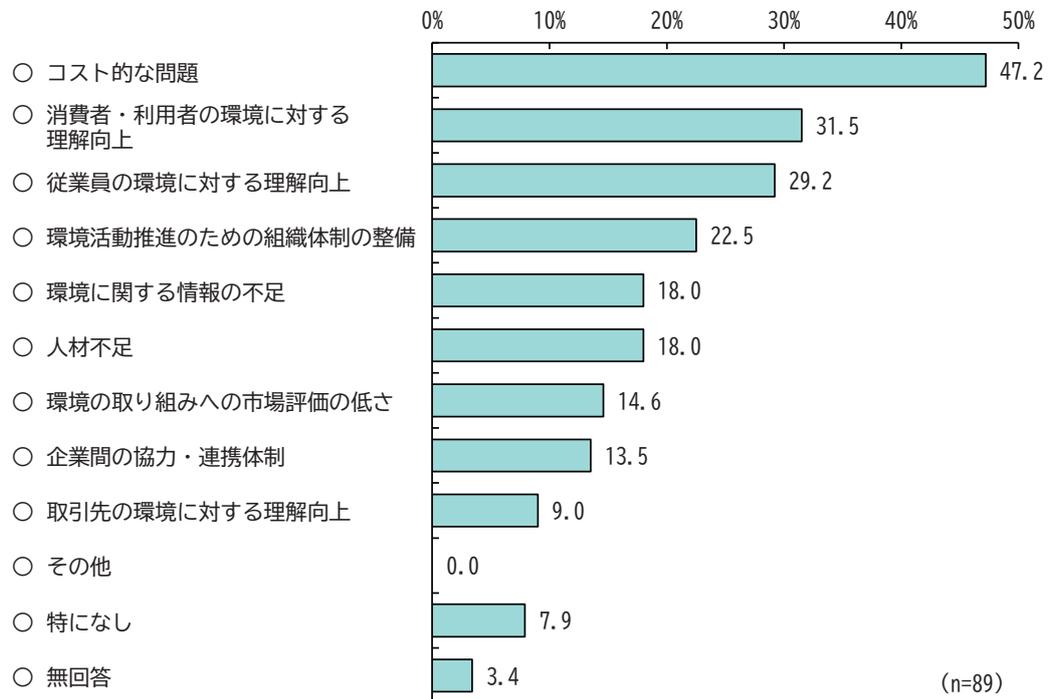
各種省エネルギーなどの導入については、資金面での理由から取り組んでいない事業所が多かったため、制度の周知等を含めて導入支援を充実していく必要があります。通勤・移動に自動車を使わない取り組みに対しては、利便性の問題で取り組んでいない事業所が多く、地域公共交通の充実などが環境対策の面でも重要となっています。

【その他の対策】



SDGsの推進に取り組んでいない理由には、「取り組む機会がない・該当しない」、「方法がわからない・情報や知識が足りない」、「理由はない・特に気にかけていない」などが主に挙げられており、まずは、SDGsに関しての認知度や基礎的な知識（すべての主体に関係があること等）を普及していく必要があります。

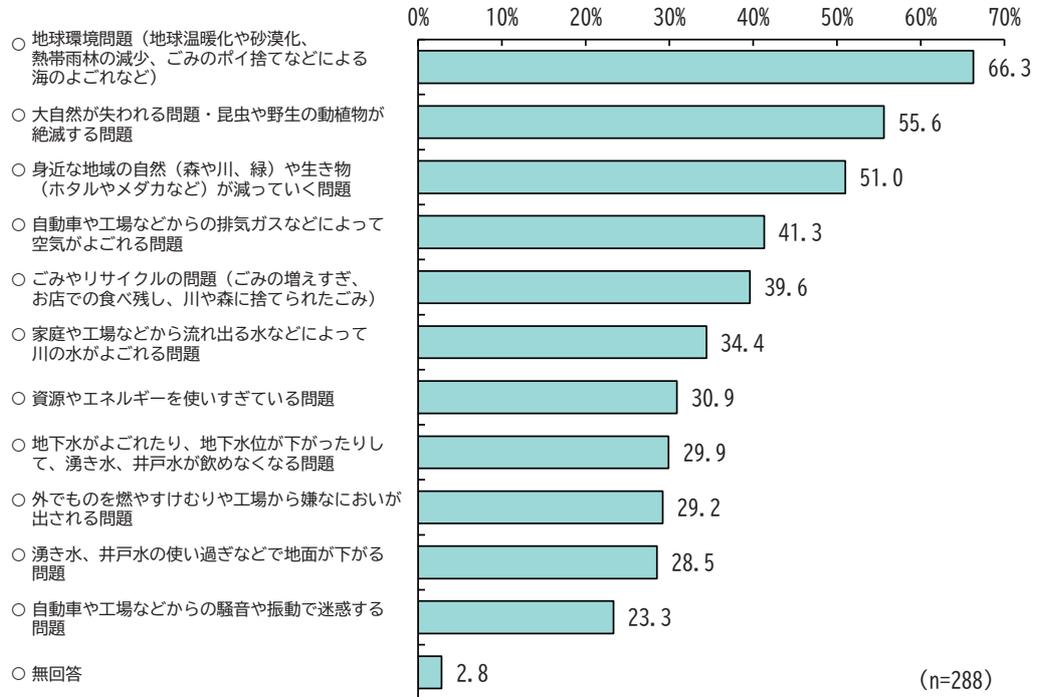
問 貴事業所において、環境活動を進めるにあたり、どのようなことが課題であるとお考えですか。あてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。



コスト的な問題で環境活動を進めることが難しいケースが多く、導入支援などの施策が必要となっています。また、市民など消費者・利用者への意識啓発も両面で実施していく必要があります。

3. 児童・生徒アンケート調査

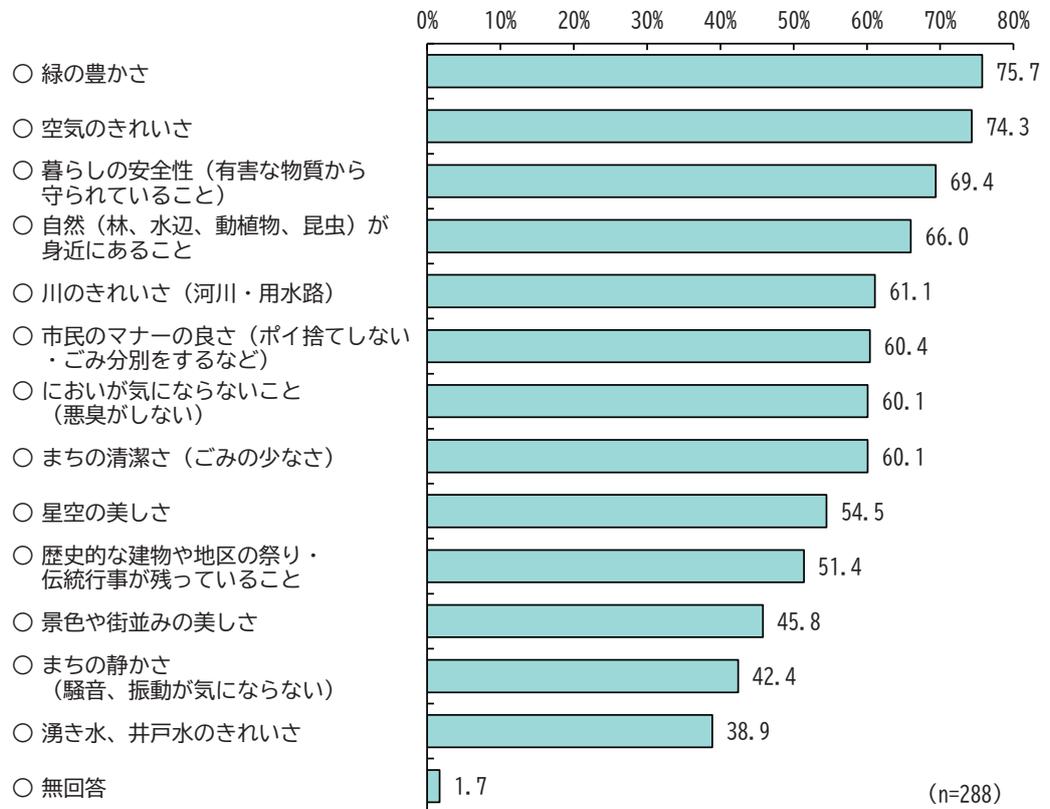
問 あなたが、どんな環境問題のことを知りたいと思っているかお聞きします。
次の中から、「知りたい」「学んでみたい」と思うものにもいくつか○印をつけてください。



地球環境問題への関心が高く、地球温暖化やごみの問題に焦点を当てた環境教育が求められています。一方で、公害などに対する関心は相対的に低く、一層啓発が必要となっています。

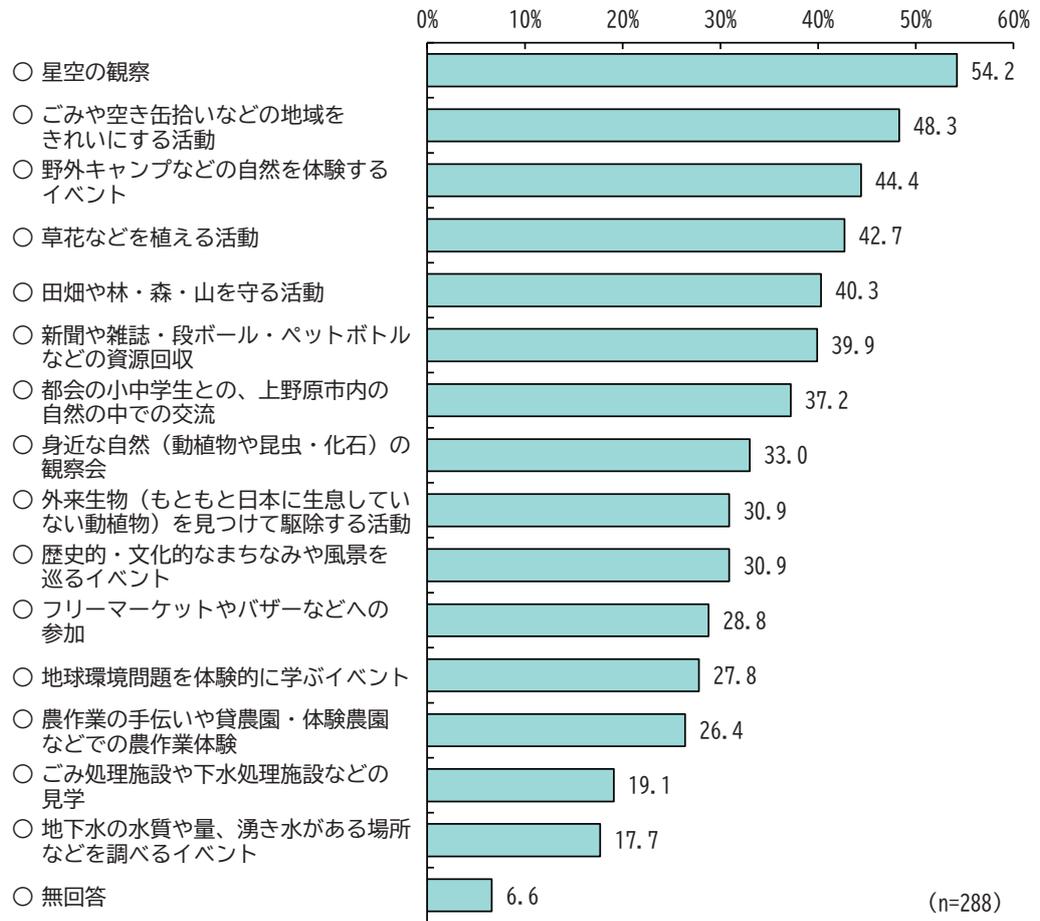
問 あなたの身近な環境についてお聞きします。

次の中から、家の周りの環境で特に大切にしたいと思うものにいくつでも○印をつけてください。



緑の豊かさや空気のきれいさなどが身近な環境として大切に思われているといえます。上野原市のもつ美しい自然を今後も守っていくために、環境に対する興味関心を引くような環境学習や体験の内容を検討する必要があります。

問 上野原市やあなたの家の周りなどの環境を守るために、あなたができること、参加したいと思うことにいくつかも○印をつけてください。



自然の中での体験型イベントへの参加希望が多い一方で、農作業体験やごみ処理施設等の見学、地下水について調べるイベントなどの環境を支える仕事等についての参加希望が相対的に低くなっています。環境学習や環境活動の内容を検討するとともに、学びの場や情報を積極的に提供していく必要があります。

3 上野原市環境基本条例

平成18年3月27日
条例第5号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第9条)

第3章 総合的施策の推進(第10条—第21条)

第4章 環境審議会(第22条—第26条)

附則

(前文)

私たちのまち上野原市は、豊かな自然環境に恵まれ、山梨の東の玄関口として、今日まで着実に発展してきた。

しかし、私たちの暮らしは、産業の発展に伴い物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるにとどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、この恵み豊かな環境が市民全体の共有の財産であることを強く認識し、環境を守り、育て、そして将来に向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

このような認識の下に、市民、事業者及び市が互いに連帯し、自然と調和した健全で持続可能な未来を創造するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市のそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること、その他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、市民、事業者と連携し前項に定める施策を実施する責務を有する。
- 3 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境施策の基本方針)

第7条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図り

つつ、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮により豊かな生態系の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を図ること。
- (5) 地球環境の保全を図る施策を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ上野原市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 総合的施策の推進

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認められるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第11条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設等の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源、エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 13 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第 14 条 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 市民、事業者及び市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民、事業者及び民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を相互に提供し共有できるように努めるものとする。

(森林の保全等)

第 16 条 市は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第 17 条 市は、水環境(河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。)を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第 18 条 市は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進等)

第 19 条 市は、地球環境の保全を図るため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を要する施策の推進については、国、県及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、上野原市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体の役職員

(4) 識見を有する者

(5) 市職員

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営事項の委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(上野原市環境審議会条例の廃止)

2 上野原市環境審議会条例(平成17年上野原市条例第134号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の上野原市環境審議会条例第3条の規定により上野原市環境審議会の委員である者は、第24条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

4

上野原市環境審議会委員名簿

団体等の名称	氏名	
	～令和3年10月30日	令和3年10月31日～
上野原市議会	杉本 友栄	白鳥 純雄
上野原市議会	尾形 幸召	山口 薫
富士・東部林務環境事務所	花形 英男	花形 英男
上野原市農業委員会	◎清水 範男	◎清水 範男
上野原市区長会	小俣 亮	○小俣 亮
秋山地区区長会	佐藤 美治	佐藤 美治
上野原市商工会	佐藤 ひで子	小俣 精三
帝京科学大学	仲山 英之	辻本 敬
クレイン農業協同組合	高橋 明夫	高橋 明夫
桂川漁業協同組合	萩原 剛	大久保 武久
秋山漁業協同組合	原田 英二	原田 英二
上野原市建設業協力会	志村 享洋	志村 享洋
北都留森林組合	○中田 無双	竹谷 忠
南都留森林組合	杉本 光男	杉本 茂
上野原市	○野崎 広仁	○野崎 広仁
上野原市	小澤 勇人	小澤 勇人
上野原市	佐藤 通朗	佐藤 通朗
上野原市	尾形 武徳	尾形 武徳

◎：会長、○：副会長

(順不同・敬称略)

5 計画の策定経過

年月日	項目	内容等
令和3年 10月5日	第1回上野原市環境審議会	(1)上野原市環境基本計画に係る アンケート実施について (2)その他
10月20日	第1回上野原市環境基本計画 庁内検討委員会	(1)委員長及び副委員長の互選について (2)上野原市環境基本計画策定のスケ ジュール（案）について (3)各アンケート（案）について (4)その他
10月29日～ 11月17日	アンケート調査	・上野原市内に住所を有する16歳以上 の市民1,200人 ・上野原市内の事業所200事業所 ・上野原市内の小学校・中学校に在籍 する小学5年生・中学2年生309人
12月27日	第2回上野原市環境基本計画 庁内検討委員会	(1)上野原市環境基本計画（案）について (2)アンケート調査結果報告書について (3)その他
令和4年 2月4日	第2回上野原市環境審議会	(1)上野原市環境基本計画（案）について (2)その他
2月18日～ 3月10日	パブリックコメント	市ホームページ等で上野原市環境基本 計画（案）の公表及び意見聴取
3月25日	第3回上野原市環境基本計画 庁内検討委員会	(1)上野原市環境基本計画（案）について (2)その他
3月31日	第3回上野原市環境審議会	(1)上野原市環境基本計画（案）の内容 確認について (2)その他

第2次上野原市環境基本計画

令和4年3月

発行：上野原市 市民部 生活環境課
〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832
TEL：0554-62-3114
FAX：0554-20-5530

